

REPORT 2026

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

新砂川農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ

I. JA新すながわの概要

1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	4
3. 経営の組織	15
4. 社会的責任と地域貢献活動	19
5. リスク管理の状況	21
6. 自己資本の状況	29

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	30
2. 最近5年間の主要な経営指標	36
3. 決算関係書類（2期分）	37

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	67
2. 信用事業の状況	68
3. 貯金に関する指標	70
4. 貸出金等に関する指標	71
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	75
6. 有価証券に関する指標	76
7. 有価証券等の時価情報	77
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	78
9. 貸出金償却の額	78

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	79
2. 共済事業	79
3. 販売事業	82
4. 保管・利用事業	83
5. 購買事業	85

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	86
2. 自己資本の充実度に関する事項	88
3. 信用リスクに関する事項	93
4. 信用リスク削減手法に関する事項	101
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	104
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	104
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	105
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	106
9. 金利リスクに関する事項	107

VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認	110
---------------------	-----

VII. 沿革・歩み	111
------------	-----

VIII. 記載項目	114
------------	-----

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しており、単位未満の数字の項目については「0」で表示しております。表示項目を合計した場合と合計表示が合わないことがあります。

ごあいさつ



皆さまには日頃より J A 新すながわをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

冊子は J A 新すながわの活動状況・事業内容などについて紹介するために作成したものです。ぜひご一読いただき、皆さまの当 J A に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

今後とも役職員一同、総力を挙げて努力してまいりますので一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新砂川農業協同組合

I. JA新すながわの概要

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 地域に期待される JA へ
- 変化する環境への対応
- JA の健全経営と持続可能な組織基盤の強化

経営方針

ロシアのウクライナ侵攻が続く中、アメリカによるベネズエラやイランへの攻撃と大国による一方的な紛争も起こりました。イランへの攻撃は石油調達に支障を来す恐れがあります。51 年間続いた石油暫定税率の廃止により、石油価格が下落しましたが予断を許さない状況、一日も早い平和的解決が望まれます。国内では米価高騰により消費者の買い控えが進み在庫過多の状況となっている他、様々な農業問題や食料安全保障をどのように第 2 次高市政権は取り組むのか、安心して営農が行える環境整備を期待するところです。

今回、組合員数の減少により総代会から総会へと変わりました。今後も減少傾向が続くことから一人当たりの農地面積の増大が予想され、農協として組合員が安心して営農が行われるよう寄り添い事業運営を行ってまいります。

〈今年度の主な部門の施策概要〉

営農指導部門は持続可能な農業実現に向け、環境に重視した農業や基盤整備推進と担い手への農地集積、新規就農者受け入れ支援について関係機関との連携を図ります。また、労働力確保についても引き続き行います。農業所得増大は食料安全保障政策を考慮した農業推進や供給品質保持、水田政策見直しについても戦略検討を行います。

販売部門は JA 新すながわ農産物のブランド力強化に向け、消費者ニーズに合わせた品質・規格の高位平準化体制構築を継続、積極的な販売活動促進及びリニューアルしたホームページや SNS により情報を発信します。重点作物生産対策として土壌診断を活用した施肥面談や有機質資材の利用、栽培巡回を行います。

利用倉庫部門は各施設の点検整備や計画的な補修改修を行う。省力化に向けた取り組みはミニトマト箱詰め作業の請負や受委託作業の利用促進を行います。

生産資材部門は出向き対話する資材課として職員のレベルアップを図り、組合員ニーズに対応した推進や情報提供を行う。生産資材コスト低減やクリーン農業への取り組みとして BB などの安価肥料、有機質肥料や堆肥入り肥料の利用を推進する。農機部門は研修会や講習会に参加し最新技術の取得を行います。

燃料部門は油種の販売促進に向けLINEやQRクーポンの活用、奈井江給油所にドライブスルー洗車機を新たに設置し新規顧客の獲得や固定化を図ります。今年度新しい取り組みとしてJAでんきへの取り組みを開始するとともに、油外商品の販売強化を引き続き行います。

信用部門は組合員ニーズに応じた金融支援を行うため、JAバンク利子助成制度の活用により負担軽減を優先した貸出推進の展開を図ります。市場金利動向の変動を踏まえた最適な調達・運用戦略の策定を行います。

共済部門は組合員が必要とする「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を提供するためスキル向上に努めます。現在の医療実態を踏まえ、入院日額保障型から一時金型(メディフル)への提供を強化するとともに迅速・適正な初期対応により契約者の安心と満足度の向上を図ります。

管理部門は内部管理体制の強化によりコンプライアンス機能や不祥事未然防止に向け、役職員の意識向上体制の構築を図る。課題である人材確保はインターンシップ、企業説明会の参加や就職サイトを活用し採用に取り組む他、職場環境の改善としてDX推進により業務効率化や業務改革に向けIT環境を整備してまいります。

農協全体として良好な組織づくりに尽力し各部門の施策を進めてまいります。

部門別 重点施策

(1) 営農指導部門

- 持続可能な力強い農業の実現
- 農業所得の増大と安定的確保
- 食農教育の強化と地域貢献活動による農業・JAの魅力発信

(2) 販売部門

- 環境に配慮した農業生産と農産物の生産力向上と販売力の強化
- 産地ブランドの強化と産地情報の発信
- 重点作物に対する生産拡大とICTを活用した技術導入の推進

(3) 利用保管部門

- 各施設の有効利用、効率的な運営と安全管理
- 生産者の省力化に向けた取り組み
- 米穀乾燥調製貯蔵施設の効率的運営と品質管理の向上

(4) 生産資材部門

- 出向き・対話をする資材課
- 生産資材のコスト低減に向けた取り組みとクリーン農業に向けた有機質肥料等の利用推進
- 業務・事務の効率化を高め、負担の軽減

(5) 燃料部門

- JAでんきの取組、ドライブスルー洗車機の運用
- 新規会員アプリ、LINEやQRクーポンを活用し新規顧客の獲得と油外商品の拡販強化
- 事務・業務の効率化を図る

(6) 信用部門

- 営農活動の後押しを通じた経営安定性の向上及び地域農業発展への貢献
- リアル(対面・対話)とデジタルのサービスを融合した顧客サービスと総合事業を活かした利用者との関係構築

- 収益性の堅実化及び向上に向けた経営戦略の高度化と経営統制等の確立

(7) 共済部門

- 3Q推進を実践し組合員・利用者が必要とする「ひと・いえ・くるま＋農業」の総合保障の提供
- 法令や共済監督指針等を遵守した「適正な共済推進」の実践

(8) 管理部門

- 内部管理体制の強化
- 職員の人材確保と定着化及び活力ある職場づくりの実践

(9) 内部監査室

- 事業内容の変更や複雑化に対応する効率的な事業推進への取り組みを支援する
- 不正リスク回避に向け、各部門と連携した取り組みを実施

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種類	期間	預入金額等	特徴
普通貯金	出入自由	1円以上	お手軽に出入ができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
総合口座	出入自由	1円以上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特徴で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。
スーパー貯蓄貯金	出入自由	1円以上	普通貯金・総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金利情勢により有利な金利を設定しており、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。またキャッシュカードもご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間1年)	1円以上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引出になれます。また、元金の一部お引出もできます。
スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。

種類	期間	預入金額等	特徴
大口定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1 千万円 以上	大口資金の高利回り運用に最適です。
変動金利定期貯金	1 年以上 3 年以内	1 円以上	お預入日から半年毎に、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化に素早く対応することができます。
定期積金	6 ヶ月以上 5 年以内	1 千円以上	目的に合わせて、毎月の預入指定日に積立てる貯金です。積立期間は 6 ヶ月以上 5 年以内の間で自由に選べますから、プランに沿って無理なく目標が達成できます。

一覧は主な貯金です。詳しくは金融窓口でご相談下さい。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

種類	期間	貸出金額等	資金使途(お使いみち)
J A フルスベック ローン	10 年以内		農機具・付随する諸費用、トラック、格納庫、パイプハウス等
住宅ローン	35 年以内	5000 万円以内	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入、住宅資金の借換え
リフォームローン	20 年以内	1500 万円以内	住宅増改築・改装・補修等、借換え
教育ローン	最長 15 年以内	1000 万円以内	ご子弟・ご本人の入学金・授業料などの支払、および下宿代など、借換え
マイカーローン	10 年以内	1000 万円以内	自動車・オートバイ・カー用品などの購入・保険掛金資金、借換え
カードローン	1 年以内 (自動更新)	最高 300 万円以内(極度額の範囲内)	使途自由。極度額の範囲内で何度でもご利用いただけます。

一覧は主な貸出金です。詳しくは金融窓口でご相談下さい。

■為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売の取扱いをしています。

■サービス・その他

当 J A では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の J A での貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

サービス・その他商品一覧表(種類、特徴等)

種類	特徴
キャッシュカード	このカードで全国の J A バンク各店の A T M、お金の出し入れができる他の金融機関、コンビニ、ゆうちょ銀行の A T M で払出ができます。
年金自動受取	支給日に確実に口座に入金になります。
給与振込	出張、休暇などで不在のときでも給与をお受取りになれます。
公共料金等自動支払	手続きいただきますと口座から自動的に納付や支払をいたします。 納め忘れ・支払忘れがなく安心です。
J A ネットバンキング	パソコン・携帯電話等から残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
J A カード	ショッピングやレジャーなど、国内はもとより海外でもご利用になれる便利なカードです。

詳しくは金融窓口にお問い合わせ下さい。

◇手数料一覧

・内国為替手数料

(単位：円、消費税込み)

区分			取引金額	系統及び 本支所宛	他行宛	備考
振込・ 送金	振込 手数料	電信	3万円以上	440	770	
			3万円未満	220	550	
		文書	3万円以上	440	770	
			3万円未満	220	550	
	送金手数料			440	770	
インターネットバンキング (ATM振込)		振込 手数料	3万円以上	220	385	
			3万円未満	110	275	
		振替	—	無料	—	

・貯金業務に関する手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分		金 額	備 考
組戻 手数料	送金組戻料	660	
	振込組戻料	660	
	取立手形組戻料	660	
	取立手形店舗呈示料	660	
	離島回金料	0	

・貯金業務に関する手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分			金 額	備 考
代金取立手数料	本支所宛	普通扱	440	
		至急扱		
	系統宛	普通扱	440	
		至急扱		
	他行宛	普通扱	660	
		至急扱	880	
貯金手数料		貯蓄貯金払出回数超過手数料	無料	月間の払出回数6回以降1回増
残高証明書等発行手数料			550	残高証明書・取引履歴明細書(各1通)
相続時口座照会手数料			5,060	口座管理法に基づく照会
未利用口座管理手数料			1,320	(年額) 1万円未満・2年間口座未利用
インターネットバンキング 利用手数料(個人)			無料	月額
インターネットバンキング 利用手数料(法人)			1,100	(月額)照会・振込サービス
			4,400	(月額)照会・振込・データ伝送サービス
J Aカード一体型発行手数料			無料	I Cキャッシュカード・J Aカード一体型
I Cキャッシュカード発行手数料			無料	磁気キャッシュカードからの初回切替を含む
再発行手数料	通帳再発行手数料		1,100	
	証書再発行手数料		1,100	
	J Aカード一体型再発行手数料		1,100	キャッシュカード・クレジットカード一体型
	キャッシュカード再発行手数料		1,100	磁気キャッシュカード(法人のみ)
			1,100	I Cキャッシュカード(個人のみ)
ローンカード再発行手数料		1,100		

・ATM入出金手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分			利用時間	自農協 JF マリンバンク	JA バンク セブン銀行 ローソン	提携 三菱東京 UFJ	郵貯 郵貯ネット	他行 業態間ネット
平日	入金	早朝時間帯	8:00～ 8:45	無料	220	—	220	—
		通常時間帯	8:45～18:00		110	—	110	—
		延長時間帯	18:00～21:00		220	—	220	—
	出金	早朝時間帯	8:00～ 8:45	無料	220	110	220	220
		通常時間帯	8:45～18:00		110	無料	110	110
		延長時間帯	18:00～21:00		220	110	220	220
土曜日	入金	早朝時間帯	8:00～9:00	無料	220	—	220	—
		通常時間帯	9:00～14:00		110	—	110	—
		延長時間帯	14:00～21:00		220	—	220	—
	出金	早朝時間帯	8:00～9:00	無料	220	110	220	220
		通常時間帯	9:00～14:00		110		110	110
		延長時間帯	14:00～21:00		220		220	220
日曜日	入金	通常時間帯	8:00～21:00	無料	220	—	220	—
祝 日	出金	通常時間帯	8:00～21:00			110		220

※ 自農協、JAバンク各ATMの営業時間、営業日は店舗により異なります。

※ セブン銀行、ローソンATM、イーネットATMは、平日22:00までの取扱いとなっております。

・ATM振込手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分	3万円未満	3万円以上
自店・僚店宛	無 料	
系統道内・全国宛	110	220
他行宛	275	385

・両替手数料

(単位：円、消費税込み)

両替枚数	金 額
1 枚 ～100 枚	無 料
101 枚 ～1,000 枚	330
1,001 枚 ～2,000 枚	550
2,001 枚以上	550 円 + 330 円/1,000 枚

・硬貨入金手数料

(単位：円、消費税込み)

両替枚数	金 額
1 枚 ～300 枚	無 料
301 枚 ～1,000 枚	330
1,001 枚 ～2,000 枚	550
2,001 枚以上	550 円 + 330 円/1,000 枚

・その他手数料

そ の 他 手 数 料	区 分	金 額	備 考
	国債口座管理手数料(月額)	110	本年度は減免
	株式・出資金払込手数料	下記	
	1. 一般払込手数料		
	新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払い込に適用		
	手数料＝有償払込額×(x/1, 0 0 0) + 5 円×受付表枚数×(1 + 消費税率) + 所要実費の額		
	(x は株式払込金事務手続【別表 2】による 1.4 5～3.5 までの係数)		
	2. 一括払込手数料		
	発行人又は会社が株式払込金を取り纏めて払込むような一括払い込みの場合摘要		
	(通常、小株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合が該当する)		
	手数料＝有償払込額×(x/1, 0 0 0)×1 + 消費税率) + 所要実費の額		
	(x は株式払込金事務手続【別表 2】による 0.2 5～2.5 までの係数)		

・貸出関連手数料一覧
み)

(単位：円、消費税込)

手 数 料 の 種 類		内 容		手数料		
クミカン口座維持手数料		1 件あたり	年間（1 1 月末徴収）	無料		
債務保証料			債務保証額に対し	無料		
融資証明書発行手数料		1 通あたり	融資証明書	1,100		
			住宅ローン年末残高証明書	無料		
質権設定手数料		1 件あたり	公証役場 確定日付付与手数料 700 円(非課税)は別途徴収	550		
住宅ローン事務取扱手数料		1 件あたり		無料		
条件変更手数料 (制度資金、受託資金除く)		1 件あたり	債務引受、期間変更、保証人関係	3,300		
			（根）抵当権関係	5,500		
繰上償還等に 係る手数料	手形貸付	1 件あたり	全額繰上償還	1,100		
			一部繰上償還	1,100		
	農業関連資金	1 件あたり	全額繰上償還	(制度資金、受託資金を除く)	5,500	
			一部繰上償還		5,500	
	生活関連資金	1 件あたり	住宅ローン	全額繰上償還	繰上償還元金 5 0 0 万円以上	55,000
				繰上償還元金 5 0 0 万円未満	33,000	
			一部繰上償還	残高の 5 0 % 以内	無料	
			J A インターネットバンキングによる一部繰上償還		無料	
		住宅ローン以外	全額繰上償還	繰上償還元金 100 万円以上	11,000	
				繰上償還元金 100 万円未満	5,500	
			一部繰上償還	残高の 5 0 % 以内	無料	
			J A インターネットバンキングによる一部繰上償還		無料	

労働保険事務組合事務処理手数料	概算保険料の 13% 相当額
-----------------	----------------

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一の保障



お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保証をしっかりと準備

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障



「学資金」を効率的に準備したい方へ



先進医療に備えられる充実の医療保障



「生きる」を応援する充実のがん保障



病気やけがにより体に障害が残った時に



身近な生活習慣病のリスクに備えたい方に

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障

一時払終身共済(平28.10)

まとまった資金でご加入しやすい一生涯の万一保障

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障



確実に受け取れる安心に増える楽しみをプラス



火災はもちろん地震にも備えられる建物・家財の保障



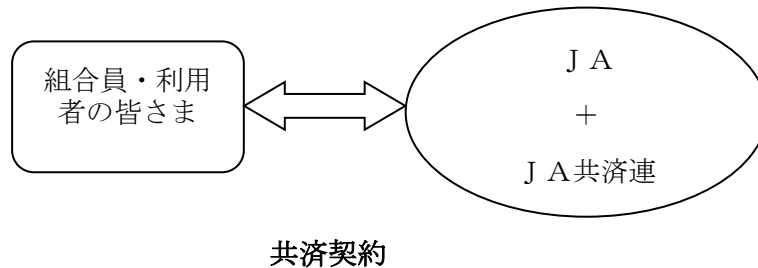
お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える保障



農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A 共済の窓口です。

J A 共済連：J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

営農指導事業は、J A 事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく 4 つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全て J A の収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的には J A に経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

経済事業

〔農業関連事業〕

■ 販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、J A が組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

■ 購買事業

購買事業は、肥料、農薬や園芸用品などの生産資材用品の供給、農業機械や車両の供給、修理や車検、ガソリン、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはＪＡ購買事業の特色でもあります。

生産施設事業

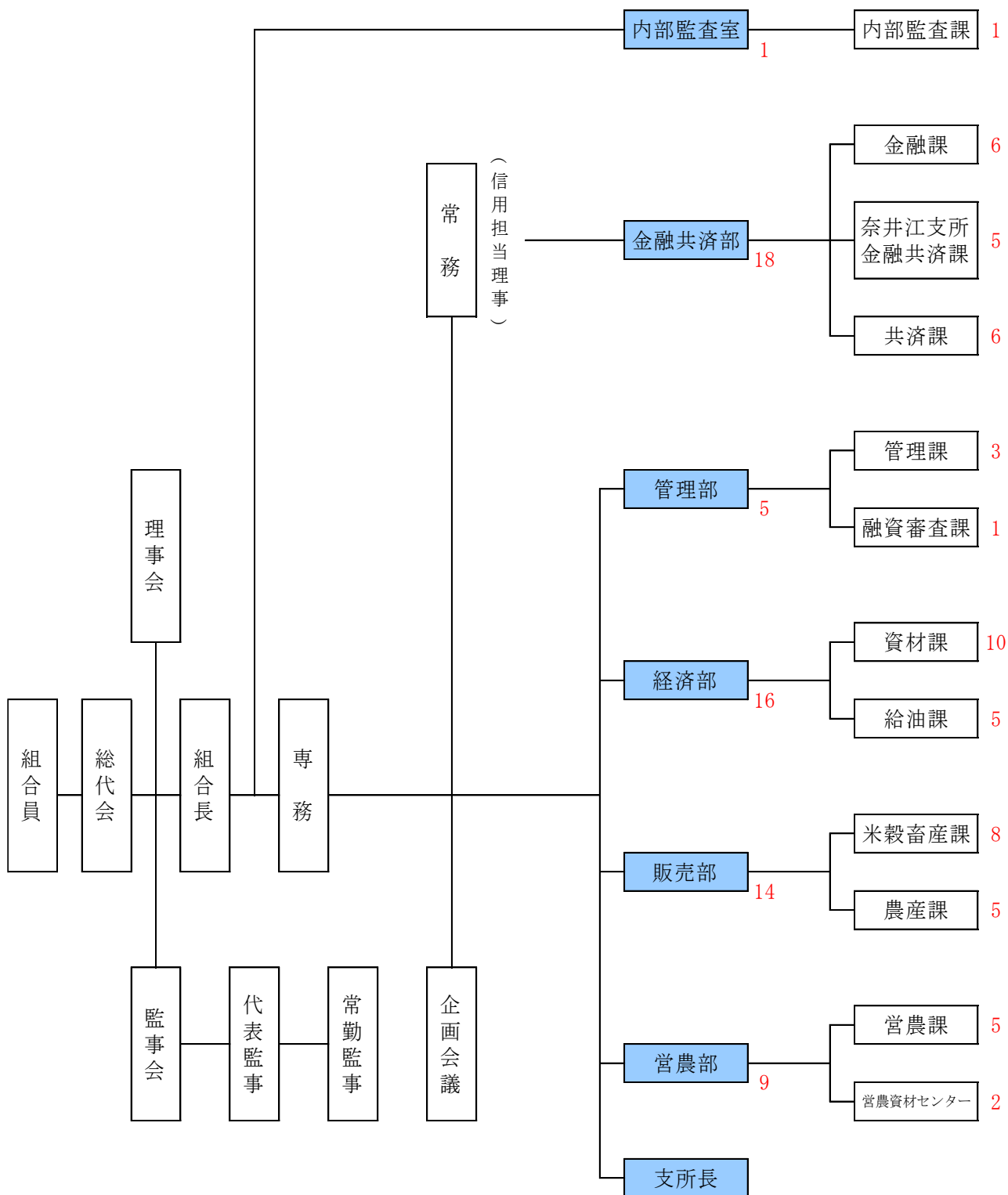
生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、ＪＡの共同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

ＪＡ新すながわの生産施設は、お米のカントリー施設(ライスターミナル)、タマネギ、トマト、キュウリ、メロンなどの共同選果施設があります。

3. 経営の組織

① 組織機構図

(令和8年1月31日現在)



② 組合員数

(令和8年1月末)

	令和6年度	令和7年度	増 減
正組合員	516	504	△ 12
個 人	487	474	△ 13
法 人	29	30	1
准組合員	2,428	2,354	△ 74
個 人	2,392	2,318	△ 74
法 人	-	-	
その他	36	36	0
合 計	2,944	2,858	△ 86

③ 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
新 砂 川 農 協 青 年 部	29
新 砂 川 農 協 女 性 部	50
砂 川 市 農 民 協 議 会	191
奈 井 江 町 農 民 協 議 会	156
奈 井 江 農 業 振 興 会	122
J A 新 す な が わ 直 播 研 究 会	16
J A 新 す な が わ カ エ ル 倶 楽 部	13
砂 川 市 水 稻 振 興 会	29
J A 新 す な が わ ゆ め び り か 生 産 協 議 会	110
J A 新 す な が わ 特 別 栽 培 米 生 産 組 合	66
新 砂 川 酪 農 振 興 会	5
砂 川 ト マ ト 生 産 組 合	23
砂 川 ミ ニ ト マ ト 部 会	39
砂 川 キ ュ ウ リ 部 会	25
な い え メ ロ ン 生 産 組 合	5
奈 井 江 花 き 部 会	4
砂 川 市 玉 葱 振 興 会	17
砂 川 ひ ま わ り グ ル ー プ	3
奈 井 江 か ぼ ち ゃ 生 産 組 合	8
新 砂 川 ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	12
砂 川 市 果 樹 組 合	2
新 砂 川 ミ デ ィ ト マ ト グ ル ー プ	2

④ 地区一覧

砂川市・奈井江町 一円

上砂川町・歌志内市 一円

新十津川町字花月・美唄市茶志内町 一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和8年1月末)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	林 誠	理 事	小 野 民 夫
専 務 理 事	渡 部 延 三	理 事	高 田 裕 幸
常 務 理 事	笹 島 博 貴	理 事	岡 田 圭 司
理 事	岡 本 広 志	理 事	前 谷 拓
理 事	尾 崎 正 広	代 表 監 事	大 澤 耕 一
理 事	樋 口 学	常 勤 監 事 (員 外)	渡 邊 芳 夫
理 事	後 藤 臣 作	監 事	三 谷 将

⑥ 会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和8年1月末)

名 称	所 在 地	電話番号	CD/ATM 設置台数
新砂川農協 本所	砂川市東1条南1丁目1番20号	54-3181	2
新砂川農協 奈井江支所	奈井江町字内150番地	65-2211	1
営農資材センター	砂川市東2条南2丁目1番15号	54-3181	
資材事務所・農機具整備工場	奈井江町字奈井江町59番地	65-2218	
ホクレン砂川給油所	砂川市西1条北22丁目1番地1号	53-3011	
ホクレン奈井江給油所	奈井江町字奈井江町84番地1号	65-2429	
FoodFarm 新すながわ店	砂川市東1条南1丁目1番20号	54-3187	
Aコープないえ店	奈井江町字奈井江町55番地	66-3111	

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和8年1月末)

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代表者を営む営業所又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	該 当 は あ り ま せ ん		
共済代理店	該 当 は あ り ま せ ん		

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	当組合は、砂川市、奈井江町、上砂川町、歌志内市、新十津川町花月、美唄市茶志内町を事業区域としています。 農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営され、地域の活性化に資する協同組織です。 当組合の資金は、その大半が、組合員の皆様や地域利用者の皆様よりお預かりした「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、社会貢献に努めています。
組 合 員 数	2,858 人
出 資 金	1,388,945 千円

1. 地域からの資金調達の状況

■ 貯金積金残高	37,626,757 千円
■ 貯金商品	○ 普通貯金 ○ 定期貯金 ○ 定期積金 ○ 貯蓄貯金 各種貯金キャンペーンなども実施しております。

2. 地域への資金供給の状況

■ 貸出金残高	利用者の内訳 (単位：百万円) <table border="1"> <tr> <td>組合員等</td><td>2,409</td></tr> <tr> <td>地方公共団体等</td><td>1,460</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>94</td></tr> </table>	組合員等	2,409	地方公共団体等	1,460	その他	94
組合員等	2,409						
地方公共団体等	1,460						
その他	94						
■ 制度資金取扱状況	○ 農業近代化資金 ○ 農業経営負担軽減支援資金 ・・・等						

■ 融資商品	☐ 地域農業者に対する資金 ☐ 住宅ローン ☐ マイカーローン ☐ 教育ローン ☐ カードローン . . . 等
--------	---

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

■ 文化的・社会的貢献に関する事項	☐ 学校給食への地元農産物の提供に係る支援 ☐ 地域行事への参加 ☐ 地域の清掃活動(地域の環境保全、景観保全) ☐ 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 ☐ 日本赤十字社の献血への協力 ☐ 聞こえの相談会の開催 ☐ 年金相談会の開催 . . . 等
■ 利用者ネットワーク化への取り組み	☐ J A新すながわ年金友の会の活動 . . . 等
■ 情報提供活動	☐ くみあいだより等のJ A広報誌の発行 ☐ J AコネクトやF A X等を通じた、組合員利用者等への情報提供 ☐ ホームページの開設 . . . 等 https://www.jashinsunagawa.or.jp
■ 店舗体制	☐ J A新すながわ 砂川本所 ☐ J A新すながわ 奈井江支所 ☐ 営農資材センター ☐ 奈井江資材事務所・整備工場 ☐ ホクレン砂川給油所 ☐ ホクレン奈井江給油所 ☐ FoodFarm 新すながわ店 ☐ A コープ奈井江店

4. 地域貢献活動に関する事項(地域との繋がり)

■ 地域貢献に関する事項	☐ 地域密着型金融への取り組み ☐ 農業者等の経営支援に関する態勢整備 ☐ 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援 ☐ 担い手の経営のライフステージに応じた支援 ☐ 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み . . . 等
■ 農業振興活動	☐ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み (農業生産加工管理(G A P)への取り組み推進等) ☐ 農業祭の開催、地産地消・食育への取り組み . . . 等

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの乱用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化と

のバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意志決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡのすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○ 基本方針

当ＪＡは、「ＪＡとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを認識し、健全な業務運営を通じていくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当ＪＡとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

○ 運営体制

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配布するとともに、企画会議等諸会議での協議事項については全職員が共通認識を持つべく進めており、役職員個々がその職位や職務に関わりなく、常にコンプライアンスを意識した強い遵法意識を持って業務に取り組むことを徹底しています。更に、職員は身分証明書に記載した行動基準カードを常に携行し、新砂川農業協同組合の職員としての規範遵守の自覚に努めることとしております。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、進捗管理を行っています。

公正で倫理的な組織風土を構築し、組合員や地域社会との連携感と信頼関係を一層確かなものにしていきます。

また、以下に掲げた具体策を通じ、法令遵守の取り組み体制の強化を図っています。

- 員外監事の登用
- 学経理事・監事の登用
- 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制

- 融資審査体制の整備
- 内部監査室の設置
- 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- 役職員の法務研修派遣の実施
- 法令等の内部勉強会の実施

利用者保護等管理方針

新砂川農業協同組合(以下「当 J A」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ等、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

新砂川農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の 1 つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベ

ルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

■ 金融商品の勧誘方針

当 J A は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 個人情報保護方針

新砂川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」とい

います。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 情報セキュリティ基本方針

新砂川農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1.当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2.当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3.当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4.当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5.当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(まずは、当JAの窓口へお申し出下さい。)

本所	金融共済部 金融課	電話：0125-54-3181
奈井江支所	金融共済部 共済課 金融共済課	電話：0125-65-2211
J Aバンク相談所	(金融機関の休業日を除く9時から17時)	電話：03-6837-1359
(一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所)	(金融機関の休業日を除く9時から17時)	

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

● 信用事業

弁護士会 仲裁センター

①の窓口または J A バンク相談所(一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所)にお申し出ください。

● 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年１月末における自己資本比率は、２８．６９％となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新砂川農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,388 百万円(前年度 1,411 百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「Ⅴ 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

(1) 事業の概況

日本農業は今、大きな転換期にあります。特に北海道のような基幹農業地域にとっては、チャンスと課題が同時に進行している状況です。基幹的農業従事者は年々減少し、平均年齢は68歳前後であり、後継者不足が深刻化しています。特に中山間地では、耕作放棄地が増加傾向であります。一方で法人化・大規模化は進展している所であります。

食料安全保障への関心度の高まり、ウクライナ情勢や円安による輸入価格が高騰、飼料・肥料価格の上昇、国産志向の再評価等、政府は食料自給率向上を重要政策に位置づけしています。北海道では大規模・効率化が全国をリードしています。担い手への農地集約が進行し農業法人の増加、ICT・ドローン・自動操舵トラクター導入・AIによる収量予測・リモート水管理・自動収穫ロボット等、労働不足を技術で補う方向へと進んでいます。しかし、生産資材価格高騰、気候変動、国際競争激化と課題は多く、規模拡大・技術革新・輸出志向へと舵を切りながらも人口減少・コスト高・気候変動という三重苦に直面しています。世界の情勢が日本農業にもたらす影響は大きく、世界的な価格変動や供給ショックが国内消費に影響しています。輸入バランスでは、輸入依存のリスクと輸出拡大による国際競争力が問題であり、技術革新のスマート農業が競争力強化のカギになります。食料安全保障政策の強化と国際貢献の重要性が大事であります。

厳しい情勢の中でも当組合の農業全般におきましては、令和7年産の農産物は、播種や耕起作業等移植作業時に長雨があり、順調とは言えませんでした。6月からは気温が上がり記録的な猛暑になりました。7月から8月にかけても降水量が少なく干ばつ気味であり、生育もやや早く進んでいきました。基幹作物の米については北空知管内の作況反収指数は「96」北海道全体では98となりました。出穂期以降高温で登熟が早まり中米が多く、主食用米・酒米・飼料用米を含め昨年より1万2千俵少ない9万4千俵余りの集荷となりました。「ゆめぴりか」の低タンパク米率は44.1%、基準品率は90%の結果になりました。

青果物のきゅうりでは、収穫量も少なかったが単価高あり、取扱額は計画の96.3%の1億9千2百万円になりました。トマトは若干面積を減らしているものの、計画の107.8%で1億6千5百万円となりました。また、ミニトマトの取扱額は計画の94%の3億3千8百万円の取扱額となりました。施設野菜主要3品目の取扱高の合計は6億9千6百万円（前年7億3千9百万円）と前年を下回ってしまいました。玉葱では、干ばつの影響で「L・M」が中心となり小玉傾向、収穫時の長雨に苦労した年となりました。異常気象の中、生産者の皆様には大変なご苦労があったかと思います。改めて皆様の力強い生産活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

信用共済事業におきましては、貯金376億円、貸付金39億6千万円、長期共済保障高330億円、短期共済掛金は1億4千万円と高齢化に伴う保有高の減少などにより大変厳しい状況であります。

経済事業における生産資材部門は、温床・包装資材の取扱量の増加や農業機械、自動車の販売台数の増加により計画対比115.2%の14億円の取扱実績となりました。給油所部門は揮発油の数量減でありましたが、タイヤ販売の増加もあり取扱実績が計画比102.9%の6億6千7百万円となりました。

本年度の決算は、事業利益で6千9百万円、税引き前当期純利益で9千9百万円となり、計画対比は、177.9%前年対比は86.4%下回る結果となり、当期末処分剰余金は1億5千7百万円となりました。

た。今後も経費の削減と自己資本の増強、適正な貸倒引当を行い一層の健全経営に努めて参りますので、組合員皆様の一層のご支援とご協力を引き続きお願い申し上げます。

① 営農指導事業

本年は積雪量が平年より少なく、融雪は順調に進みましたが4月の降雨の影響で春耕作業は遅れぎみとなりました。6月に入り気温も上昇し生育も良好に推移しましたが、7月以降は猛暑日が続き生育が早まり、8月下旬からは断続的な降雨となり収穫にも影響する年となりました。

水稻につきましては、7月以降の高温・干ばつの影響により登熟が大幅に早まり、8月下旬の稲刈りとなりましたが断続的な降雨により収穫作業が難航する場面もありました。白未熟粒・カメムシ被害も多く製品歩留まりの低下で、作況指数は北空知地域で「96のやや不良」となりました。施設園芸につきましても高温・猛暑の影響で収量減となりました。

温湯消毒施設につきましては、4/5～4/28までの稼働で97件（33.7㍓）と多くの方にご利用いただきました。廃プラについても青年部のご協力をいただき、春・秋合わせ85㍓の回収をいたしました。資材・燃料の高騰等の影響を受け厳しい状況は続きますが、今後も生産者の皆様のお力になれるようクリーン農業の推進・省力化対策・低コスト技術の普及に努力してまいります。

以下の事項について、市町、普及センター、各関係機関との連携を図り営農指導事業を推進・実施してまいりました。

1). 農業振興、営農支援の推進

- ・経営所得安定対策の推進
- ・水田農業政策（水田活用直接支払・畑地化促進・畑作物産地形成促進）に係る情報の提供
- ・需要に応じた米生産の推進
- ・補助事業及び農業金融制度に係わる推進と支援
- ・クリーン農業と生産技術対策の推進（水稻種子温湯消毒処理の推進・みどり食料システム戦略の取組推進）
- ・振興作物の作付推進と生産組織の育成
- ・生産履歴（トレーサビリティ）記帳の徹底
- ・ICT（スマート）農業の推進と実証試験（RTKシステムのドローンへの活用推進）
- ・労働力確保対策の実践（無料紹介・dayworkの推進、しごとコンビニとの連携）
- ・多様な担い手の育成支援と確保徹底
- ・ICT（スマート）農業の推進と実証試験
- ・多様な担い手の育成支援と確保

2). 農家経営改善の対策

- ・栽培技術と経営指導

3). 農業基盤整備の継続実施

4). 系統組織の育成

- ・青年部、女性部、組織活動の支援

5). 農家安全対策の推進

- ・農作業事故防止の啓蒙

6). 組合員健康管理の推進

- ・総合検診、ミニドックの受診

7).農業の魅力発信

- ・農業体験の実施、地域主催イベントへの参加協力
- ・地産地消フェアでの農産物のPR、消費者との交流

② 信用事業

本年度の信用事業につきましては、『JAバンク中期戦略』に基づき組合員・地域利用者の様々なニーズに応えられる総合的な金融サービスを安定的・継続的に提供し『地域に選ばれるJAバンク』を目指して、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組んでまいりました。

1).貯 金

貯金推進の取り組みとしてキャンペーンを年に（夏・冬）2回実施。また家計メイン化推進として年金予約・獲得推進として（DM、電話、年金相談会）を展開してまいりました。また、農産物の販売も高値の推移となり当座性貯金実績は計画対比109.8%となりました。

しかし、相続等による他行への貯金流出も多く、その結果、期末残高は376億2,675万円となり計画比101.7%の結果となりました。

2).融 資

組合員の皆様が営農を進めていく中で、多様な資金ニーズに見合った的確な資金対応の実現に向けた取り組み、またJAバンク利子助成制度を活用し金利負担低減をはかりつつ地域農業のメインバンク機能の強化に努めてまいりました。

一方、地域利用者の様々なニーズに対応したJAバンクローンは、積極的な推進を展開し普及拡大を図ってまいりました。また、地公体への貸付もあり期末残高は39億6,357万円の実績となり計画比143.6%の結果となりました。

③ 共済事業

本年度の共済事業につきましては、組合員・利用者の満足度向上をめざし、「地域に密着したJA共済」となるよう総合保障提案活動と相談業務を行ってまいりました。

昨今の異常気象により大雪による雪害や強風による風害に対応すべく建物更生共済の推進と生存保障ニーズの高まりによる医療共済メディフル・一時払終身共済・一時払介護共済の周知活動を行ってまいりました。

この結果、長期新契約の保障額は21億1,992万円となり計画比146.2%となっております。

長期保有高は、終身・養老・建更の減少により330億4,164万円、計画対比99.6%となっております。短期共済は1億4,145万円の掛金実績となり計画比108.8%となりました。

一方、共済金の支払については短期・長期共済総合計 921件6億9,021万円余り、そのうち満期共済金、給付金、年金等で4億5,791万円の支払がなされており、組合員の皆様の生活保障に大きくお役に立ったものと思います。

④ 販売事業

1).米 穀

令和7年産につきましては、降雪量は比較的少なく推移しましたが4月に雨が強く圃場乾燥は思ったほど進みませんでした。その為耕起、移植作業は若干遅れ気味となり不安の残るスタートとなりました。6月に入り高温の日が続き生育は早まり幼穂形成期は平年より1日早、茎数も平年

を大きく上回りました。しかしその後も高温が続き急速に生育が進んだため不十分な登熟となり成熟期は8月30日の早7日となりました。

生産量については北空知管内の作況単収指数は「96」となりましたが、特にゆめぴりかの減収が顕著で作付面積の半分がゆめぴりかの当産地は作況以上の減少となりました。また高温による白未熟粒等の発生、カメムシ被害も多く、ゆめぴりかの集荷量は前年より8千俵少ない4万3千俵、低タンパク比率44.1%、基準品率90.0%となりました。全体の取扱い量につきましても前年より12.5千俵少ない9万4千俵となりました。しかしながら米価の高騰により取扱実績は過去最高の3,975百万円となりました。

2).農 産

本年の秋まき小麦につきましては、高温多照少雨で推移したことから、登熟期間が短くなり穂数は確保されたが1穂粒数は少なく収量は減少した。春まき小麦についても登熟期間が短くなり細麦傾向となり収量は減少した。

そばにつきましては、播種後の6月以降、高温と少雨が続いた為に発芽率が低下し生育が不揃いとなりました。また、開花期中の高温により受粉率が低下し不稔が発生しました。作付面積は前年対比96.9%と若干の減少であったが、収量は高温障害の影響を受け、前年比31.9%と大幅な減収となりました。

3).青果・花き

本年は融雪は早く進み春作業は概ね平年並みのスタートとなりました。しかし4月は寒暖差が大きく5月は少雨傾向、6月からは暑い日も続き平均気温が過去歴代1位を記録するなど青果物全般に大きな影響を及ぼしました。価格につきましては全国的にも酷暑等の影響もあり高単価での推移となりました。大玉トマトは、昨年同様に酷暑の影響を受け収量は激減しました。全国的にも出荷量が激減した為、価格につきましては出荷終了まで高単価が続きました。出荷量は前年対比87%、販売金額は計画対比108%・前年対比95%となりました。

ミニトマトにつきましても、大玉トマトと同じく酷暑の影響を受け収量が激減した為、高単価が出荷終了まで続きました。出荷量は前年対比90%、販売金額は計画対比94%・前年対比97%となりました。胡瓜につきましては、酷暑の影響により出荷は前進化となり6月後半から7月上旬にかけてピークを迎えました。出荷が前進化したことから果形も安定せずA品率の低下は続きました。価格につきましては全国的な出荷量の低迷により高単価が続きました。出荷量は前年対比95%、販売金額は計画対比96%・前年対比89%となりました。

メロンにつきましては、定植後は低温や日照不足の影響を受け、その後生育は回復しましたが総体的に収量は減少となりました。価格的には全道的に面積が減少したことやインバウンド需要の効果もあり前年を上回る単価で推移しました。出荷量は前年対比91%、販売金額は計画対比96%・前年対比96%となりました。

玉葱につきましては、融雪は早く進んだものの4月の定植期には連続した降雨の影響を受け、定植作業は大幅に遅れが生じました。その後も特に球肥大期には少雨の影響を受け肥大が進まず平年に比べて大幅な収量減少となり、出荷量は前年対比で64%、価格につきましては全道的にも収量が低下したことから例年を大幅に上回る高単価で出荷終了まで推移しました。花きにつきましては、価格的には概ね平年並みでの推移となりましたが、出荷量は酷暑の影響を受け低下しました。ヒマワリのお荷量は前年対比88%、販売金額は計画対比95%・前年対比91%。カスミソウのお荷量は前年対比95%、販売金額は計画対比116%・前年対比86%となりました。その他ミディト

マト、ブロッコリー、南瓜、加工用トマト、カゴメ向け中玉トマト、雪下キャベツ等を販売し、販売計画 1 億 7,417 万円に対し 1 億 2,477 万円となり、計画対比 104%、前年対比 91% の取扱高となりました。

4).畜 産

生乳生産につきましては、農家戸数、飼養頭数の減少から取扱金額は171,900千円（前年対比 94.0%）となりました。また個体販売につきましては取扱金額で18,019千円（前年対比122.8%）、販売頭数は121頭（前年対比84.6%）となりました。

5).利 用

ライスターミナルの実績につきましては、利用戸数130戸（前年132戸）、半乾受入粳重量 8,936 t（前年対比90.7%）となり、受入俵数は94,322俵（全体の100%、前年対比88.3%）となりました。

6).倉 庫

利雪型低温倉庫（雪米の蔵）を有効活用することにより、秋の受入作業の効率化と保管場所を集約することによる入出庫の効率化を図りました。期末在庫については79,699.5俵（前年比 83.8%）となっております。

⑤ 購買事業

1). 生産資材

生産資材事業について、肥料をはじめとする生産資材及び農機具等は原材料費の高騰、円安、電気代を始めとする製造コスト、人件費、輸送コストの上昇等で多くの物が値上げする状況にあり、高止まりの状況が続いています。

販売実績については米の概算金額の上昇により農業機械については順調に売上があり計画を大きく上回りました。肥料、農薬、温床資材等は高騰前取りまとめや早期予約取りまとめを行うことで安定供給に努めました。

2). 燃 料

燃料事業については、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の不安定化等により原油相場は依然高値で推移しています。また、ガソリン・軽油の暫定税率廃止により価格は下がりましたが大きな需要の増加とはなりませんでした。

販売数量につきましては、近隣競合店との競争激化でガソリン・軽油ともに苦戦はしましたが、前年を上回る実績となりました。灯油については暖冬の影響により前年を下回りました。

⑥ 内部監査室

本年度の内部監査につきましては、定款・諸規程の遵守と内部統制の有効性の検証に主眼をおき、業務処理が有効に行われているかを検証し、洗い出された課題への対策、検討支援を行いました。

通告監査につきましては、各部門 2 回以上、合計 4 回、自主点検も活用しながら業務処理のプロセスの詳細や昨今の不祥事例を参考に検証しました。無通告監査につきましては、高リスク部門でもある現金拠点を中心に実施し、「不正の機会」と「実行可能性」の根絶に努めました。

その他、決算財務・資産査定・年度をまたぐ共同計算品の最終精算・棚卸立会・経営定期点検や中央会主導による「不祥事撲滅に向けた重点実施項目」の再点検を実施し、正確性を検証しました。

監査結果につきましては、すみやかに組合長及び理事会に報告し、監査時における発見事項及び課題等につきましては、被監査部門と改善に向けた協議を行った上、監事会と情報共有し業務の有効性・効率性を高め事務処理の適正化を支援しました。

⑦ 総合財務

財務の状況は総資産で43,128百万円となり、前年度末に対し107百万円減少しています。

財務全体の特徴としては、依然として信用事業主体の構造となっています。また、将来発生しうる費用に対応する目的の諸引当金、貸倒引当金を始め引当率100%を計上し、適正に引当しています。純資産の中心となる出資金は年度末で1,388百万円となっており、各種積立金を始めとする純資産総体は年度末残高4,538百万円となり前年より24百万円増加となりました。

今後も、財務の健全化に向けて経営の安定を図るべく純資産の充実に努め、強固な事業展開を進めるべく財務基盤の強化に努めてまいります。

(2) 当該年度中に実施した重要事項

- ① 減損処理を行い、砂川給油所のその他有形固定資産の帳簿価格を回収可能額まで減額（1,389千円）し、1,389千円を特別損失として計上しました。

(3) 組合として対処すべき重要な課題及びそれへの対応方針

- ① 農業所得確保のための生産者支援と販売の強化

担い手の育成や後継者対策、また新たな生産販売体制の強化を図るとともに、販路の開拓、商品開発など販売機能の充実に努めます。

さらにインターネットやSNSなどを活用した、農畜産物のPR活動の展開や、タブレットを活用した営農指導や圃場巡回の実践等を展開してまいります。

- ② 組合員に信頼・支持される事業展開と経営の健全化の確保

組合員ニーズにマッチした事業運営を行うとともに、JAの各事業における独立採算の確立を図り、地域社会の環境の変化に対応できる運営体制の確立に取り組んでまいります。

加えて、経営の安定を図るため、出資の平準化や内部留保の増強など自己資本の充実に努めます。

- ③ 事業利用者に対する対策

JAの総合事業のメリットを生かし、組合員・地域住民に質の高いサービスの提供を目指し、JAの事業利用や組織活動に関わりをもって、ともに参加・行動していただけるサポーター作りに取り組んでまいります。

2. 最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経 常 収 益	2,662,680	2,272,552	2,268,939	2,349,228	2,450,411
信用事業収益	258,858	238,723	230,263	223,168	270,612
共済事業収益	80,924	74,837	70,634	71,985	76,367
農業関連事業収益	2,347,583	1,957,171	1,955,415	2,040,641	2,090,755
営農指導事業	13,182	13,646	12,627	13,434	12,677
経 常 利 益	91,134	107,197	107,197	116,923	99,056
当 期 剰 余 金 (注)	67,457	71,442	85,600	98,861	86,206
出 資 金	1,460,426	1,458,019	1,425,699	1,411,976	1,388,945
出 資 口 数	1,460,426	1,458,019 口	1,425,699 口	1,411,976 口	1,388,945 口
純 資 産 額	4,473,579	4,491,916	4,487,405	4,514,044	4,538,146
総 資 産 額	46,365,471	50,987,134	45,391,779	43,235,993	43,128,788
貯 金 等 残 高	40,823,439	45,422,021	39,906,127	37,803,750	37,626,757
貸 出 金 残 高	2,862,807	2,786,384	2,945,742	2,828,693	3,963,573
有 価 証 券 残 高	2,030	2,018	2,007	—	—
剰 余 金 配 当 金 額	25,605	50,324	44,737	57,498	45,730
出 資 配 当 の 額	7,160	7,151	6,993	9,884	10,872
事業利用分量配当の額	18,445	43,173	37,744	47,614	34,858
職 員 数	69 人	70 人	63 人	63 人	64 人
単 体 自 己 資 本 比 率	26.56 %	24.40 %	26.13 %	26.79 %	28.69 %

注 1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注 2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類（2期分）

貸借対照表

（単位：千円）

資 産 の 部		
科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1. 信 用 事 業 資 産	38,996,666	38,879,781
(1) 現金	133,776	160,661
(2) 預金	35,861,117	34,552,845
系統預金	(35,816,951)	34,498,158
系統外預金	(44,165)	(54,687)
(3) 有価証券	0	0
国債	0	0
(4) 貸出金	2,828,693	3,963,573
(5) その他信用事業資産	169,109	198,608
未収収益	(165,099)	(192,560)
その他の資産	(4,009)	(6,048)
(6) 債務保証見返	20,174	20,209
(7) 貸倒引当金	△ 16,205	△ 16,117
2. 共 済 事 業 資 産	131	128
(1) その他の共済事業資産	131	128
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
3. 経 済 事 業 資 産	855,676	714,809
(1) 経済事業未収金	184,495	179,364
(2) 経済受託債権	214,775	71,241
(3) 棚卸資産	220,598	238,700
購買品	(220,598)	(238,700)
(4) その他の経済事業資産	235,942	226,050
(5) 貸倒引当金	△ 135	△ 546
4. 雑 資 産	106,456	113,084
(1) 組勘未決済勘定	32,667	37,822
(2) その他の雑資産	73,826	75,280
(3) 貸倒引当金	△ 36	△ 18
5. 固 定 資 産	853,357	994,090
(1) 有形固定資産	851,467	992,208
建物	(2,862,951)	(3,030,771)
機械装置	(456,102)	(479,755)
土地立木	(217,273)	(220,173)
その他の有形固定資産	(420,924)	(409,415)
減価償却累計額	(△ 3,105,784)	(△ 3,147,907)
(2) 無形固定資産	1,889	1,881
6. 外 部 出 資	2,353,909	2,353,909
(1) 外部出資	2,353,909	2,353,909
系統出資	(2,330,703)	(2,330,703)
系統外出資	(23,206)	(23,206)
7. 繰 延 税 金 資 産	69,796	72,985
資 産 の 部 合 計	43,235,993	43,128,788

負債及び純資産の部		
科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	37,908,736	37,733,724
(1) 貯金	37,803,750	37,626,757
(2) 借入金	51,112	34,645
(3) その他の信用事業負債	33,698	52,111
未払費用	(16,813)	(40,985)
その他の負債	(16,884)	(11,125)
(4) 債務保証	20,174	20,209
2. 共 済 事 業 負 債	63,319	61,385
(1) 共済資金	30,233	29,109
(2) 未経過共済付加収入	33,086	32,275
3. 経 済 事 業 負 債	350,021	389,143
(1) 経済事業未払金	302,956	325,184
(2) 経済受託債務	6,178	6,640
(3) その他の経済事業事業負債	40,886	57,317
4. 雑 負 債	150,014	140,212
(1) 未払法人税等	5,336	12,366
(2) リース債務	12,794	11,040
(3) その他の負債	131,883	116,806
5. 諸 引 当 金	249,857	266,177
(1) 賞与引当金	5,900	5,794
(2) 退職給与引当金	220,839	231,399
(3) 役員退職慰労引当金	23,117	28,893
負 債 の 部 合 計	38,721,949	38,590,642
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	4,514,044	4,538,146
(1) 出資金	1,411,976	1,388,945
(2) 利益剰余金	3,142,986	3,171,695
利益準備金	2,115,760	2,135,560
その他利益剰余金	1,027,226	1,036,135
経営リスク・体制整備積立金	620,113	658,592
健康管理基金積立金	20,000	20,000
農業教育積立金	57,900	57,900
税効果会計積立金	69,796	69,796
特別積立金	72,800	72,800
当期末処分剰余金	186,616	157,045
(うち当期剰余金)	(98,861)	(86,206)
(3) 処分未済持分	△ 40,918	△ 22,494
純 資 産 の 部 合 計	4,514,044	4,538,146
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	43,235,993	43,128,788

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1 事業総利益	737,477	737,152
事業収益	2,349,228	2,450,411
事業費用	1,611,751	1,713,258
(1) 信用事業収益	233,422	281,872
資金運用収益	223,168	270,612
(うち 預金利息)	(7,132)	(63,867)
(うち 受取奨励金)	(158,701)	(147,706)
(うち 有価証券利息)	(6)	(－)
(うち 貸出金利息)	(45,518)	(48,360)
(うち その他受入利息)	(11,809)	(10,678)
役務取引等収益	9,530	9,532
その他経常収益	722	1,727
(2) 信用事業費用	57,170	108,881
資金調達費用	18,790	70,357
(うち 貯金利息)	(26,461)	(69,586)
(うち 給付補填備金繰入)	(10)	(29)
(うち 借入金利息)	(1,464)	(741)
役務取引等費用	2,221	2,273
その他経常費用	27,013	36,249
(うち 貸倒引当金戻入益)	(△ 9,106)	(△ 87)
信用事業総利益	176,251	172,991
(3) 共済事業収益	73,463	77,858
共済付加収入	67,202	70,300
その他の収益	6,261	7,557
(4) 共済事業費用	1,478	1,491
その他の費用	1,478	1,491
(うち 貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
共済事業総利益	71,985	76,366
(5) 購買事業収益	1,692,400	1,708,094
購買品供給高	1,591,750	1,605,708
購買手数料	17,276	17,582
その他の収益	83,373	84,804
(6) 購買事業費用	1,489,268	1,518,482
購買品供給原価	1,402,066	1,424,984
購買品配達費	38,042	40,710
その他費用	49,159	52,786
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 575)	(387)
購買事業総利益	203,132	189,612
(7) 販売事業収益	145,435	164,630
販売品販売高	24	－
販売手数料	92,445	101,717
その他の収益	52,966	62,912
(8) 販売事業費用	5,448	5,618
販売品販売原価	23	－
その他の費用	5,425	5,618
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 1)	(19)
販売事業総利益	139,987	159,012

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(9) 保管事業収益	55,810	56,520
(10) 保管事業費用	1,047	3,095
保管事業総利益	54,763	53,424
(11) 利用事業収益	171,155	189,040
(12) 利用事業費用	80,538	104,109
利用事業総利益	90,617	84,930
(13) 指導事業収入	13,434	12,677
(14) 指導事業支出	12,693	11,862
(うち 貸倒引当金繰入額)	(38)	(3)
指導収支差額	740	815
2. 事業管理費 合計	648,542	667,591
(1) 人件費	438,294	442,104
(2) 業務費	43,170	47,635
(3) 諸税負担金	18,699	19,993
(4) 施設費	142,666	148,455
(5) その他事業管理費	5,712	9,403
事 業 利 益	88,934	69,560
3. 事業外収益	62,902	64,675
(1) 受取雑利息	1,424	1,809
(2) 受取出資配当金	20,956	20,956
(3) 賃貸料	39,579	40,210
(4) 雑収入	943	1,699
4. 事業外費用	34,912	35,179
(1) 寄付金	974	70
(2) 貸倒引当金戻入益	△ 198	△ 18
(3) 雑損失	34,137	35,127
経 常 利 益	116,923	99,056
5. 特別利益	8,228	2,833
(1) 固定資産処分益	751	2,289
(2) その他の特別利益	7,477	544
6. 特別損失	9,793	2,227
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) 減損損失	1,975	1,389
(3) 災害による損失	7,818	837
税 引 前 当 期 利 益	115,358	99,663
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	8,734	16,645
法 人 税 等 調 整 額	7,762	△ 3,188
法 人 税 等 合 計	16,496	13,456
当 期 剰 余 金	98,861	86,206
当 期 首 繰 越 剰 余 金	79,991	69,318
税 効 果 目 的 積 立 金 取 崩	7,762	—
経 営 リ ス ク ・ 体 制 整 備 積 立 金 取 崩	—	1,520
当 期 未 処 分 剰 余 金	186,616	157,045

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 当期末処分剰余金	186,616	157,045
2 剰余金処分額	117,298	106,219
(1) 利益準備金	19,800	17,300
(2) 任意積立金	40,000	43,188
税効果会計積立金		(3,188)
経営リスク・体制整備積立金	(40,000)	(40,000)
(3) 出資配当金	9,883	10,872
(4) 事業分量配当金	47,614	34,858
3 次期繰越剰余金	69,318	50,826

注) 1. 出資配当率は次の通りです。

令和 6 年度	0.70 %	令和 7 年度	0.80 %
---------	--------	---------	--------

出資配当金（税引後）の合計額の 1,000 円以上を出資増口（千円単位）とする。

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和 6 年度	5,000	令和 7 年度	4,400
---------	-------	---------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

目的積立金の概要				
種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
経営リスク・体制整備積立金	JA の経営基盤である営農・金融共済・経済事業は経済の国際化、金融事業の自由化に伴う競争の激化、農協経営を取り巻く環境の変化に対し競争力のある農協事業の基盤を確立するため、将来のリスクに対する財源を確保するため ①金利変動リスクに対する支出 ②将来の貸付リスクに対する支出 ③各事業に係るマーケティング調査等に係る支出 ④農畜産物販売等リスクに対する支出 ⑤肥料等生産資材の価格変動に対する支出 ⑥経営基盤に与える将来的なリスク(政策、制度、会計基準の変更等)に対する支出 ⑦建物、施設、機械等の更新、改修、取得に対する支出 ⑧自然災害等に対して実施する諸対策に対する支出 ⑨①から⑧までに類する支出	10 億円	毎事業年度の剰余金処分案による	積立目的の事由が発生したとき、理事会に付議したうえで取り崩す

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
健康管理基金積立金	組合員の健康管理・医療に関する費用の給付のため	定め無し	基金会計に対する指定寄付金・基金の運用利息・その他の収益金とする	当該年度の生活改善費に予算化しその範囲内とする
農業教育基金	農業後継者の育成、先進事例の視察研修等に関する費用の給付のため	定め無し	基金会計に対する指定寄付金・基金の運用利息・その他の収益金とする	当該年度の教育情報費に予算化しその範囲内とする
税効果会計積立金	繰延税金資産取崩に係る支出	繰延税金資産の期末残高を上限に積立	法人税等調整額	繰延税金資産の取崩に係る支出が発生した場合
特別積立金	損失金の補填または組合事業の改善発達のため	定め無し	毎事業年度の剰余金から利益準備金、教育情報繰越金を控除し残余があるとき積み立てることができる	積立目的の事由が発生したとき、総会の議決により定めた支出に充てる

令和 6 年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

〔市場時価のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業

農業生産に必要な資材を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方

に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 69,796 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中期経営計画の基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,975 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 16,377 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 448,420 千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 122,276 千円、機械装置 297,556 千円、土地 10,863 千円、その他の有形固定資産 17,724 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、フォークリフト、ライスターミナル自主検査システム等については、リース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額はありません。

理事および監事に対する金銭債務の総額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 22,561 千円、危険債権額は 25,526 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- ② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 48,088 千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グループニングの概要

事業用別の管理会計上の区分を基本に、共通、営農、販売、信用・共済を共用資産としてグループニングしております。農業関連施設は、組合の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連またはJA全体の利益で負担することとしており、共用資産として位置付けております。資材・農機事業は一般資産としてグループニングしております。給油事業については本支所ごとに一般資産としてグループニングしております。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループニングしております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
砂 川 給 油 所	ス タ ンド	建物	

③ 減損損失の認識に至った経緯

砂川給油所については競合店の影響により売上が低迷しており収益の確保が困難であり、共通経費配賦後の事業利益がマイナスとなることから固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額をし、固定資産の減損損失（1,975 千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	建物	その他の有形固定資産	合計
砂 川 給 油 所	503 千円	1,471 千円	1,975 千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

・砂川給油所の土地の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しております。土地を除く各固定資産については、備忘価格1円を残し全額減損しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・

フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうち満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%下落したものと想定した場合には、経済価値が16,986千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	35,861,117	35,770,244	△90,873
貸出金	2,828,693		
貸倒引当金(*1)	△ 16,205	-	-
貸倒引当金控除後	2,812,488	2,847,308	34,820
資 産 計	38,673,606	38,617,552	△56,053
貯金	37,803,750	37,643,593	△160,157
経済事業未払金	51,112	51,062	△49
負 債 計	37,854,863	37,694,655	△160,207

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	2,353,909

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	35,861,117	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	644,770	322,520	279,539	226,420	183,683	1,146,693
合 計	36,505,888	322,520	279,539	226,420	183,683	1,146,693

(*1)貸出金のうち、当座貸越 35,520 千円については「1 年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 25,066 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金(*1)	31,268,496	1,529,323	4,240,340	152,830	612,849	-
借入金	12,555	11,589	12,658	9,729	1,703	4,096
合 計	31,281,051	1,540,822	1,883,921	162,559	614,553	4,096

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 224,200 千円	
① 退職給付費用	△ 25,858 千円	
② 退職給付の支払額	14,301 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,917 千円	
調整額合計	3,360 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 220,839 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 445,092 千円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	224,252 千円	
④ 未積立退職給付債務	△ 220,839 千円	①+②
⑤ 貸借対照表計上額純額	△ 220,839 千円	
⑥ 退職給付引当金	△ 220,839 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	25,858 千円
--------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,223 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、41,148 千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	2,012	千円
賞与引当金	1,632	千円
退職給付引当金	61,084	千円
役員退職慰労引当金	6,394	千円
減損損失否認額	19,399	千円
その他	2,253	千円
繰延税金資産小計	92,775	千円
評価性引当額	△ 22,979	千円
繰延税金資産合計 (A)	69,796	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.49	%
事業分量配当金	△ 11.42	%
住民税均等割・事業税率差異等	2.32	%
各種税額控除等	△ 0.89	%
評価制引当額の増減	△ 1.42	%
その他	0.38	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.30	%

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和 7 年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
〔市場時価のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・ 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 72,985 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があります。実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,389 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 16,682 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 448,420 千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 122,276 千円、機械装置 297,556 千円、土地 10,863 千円、その他の有形固定資産 17,724 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、フォークリフト、ライスターミナル自主検査システム等については、リース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 21,067 千円、危険債権額は 40,767 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 61,835 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

事業用別の管理会計上の区分を基本に、共通、営農、販売、信用・共済を共用資産としてグループングしております。農業関連施設は、組合の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連または J A 全体の利益で負担することとしており、共用資産として位置付けております。資材・農機事業は一般資産としてグループングしております。給油事業については本支所ことに一般資産としてにグループングしております。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループングしております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
砂 川 給 油 所	ス タ ン ド	建物・その他の有形固定資産	

③ 減損損失の認識に至った経緯

砂川給油所については競合店の影響により売上が低迷しており収益の確保が困難であり、共通経費配賦後の事業利益がマイナスとなることから固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額をし、固定資産の減損損失（1,389 千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	その他の有形固定資産	合 計
砂川給油所	674 千円	674 千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

・砂川給油所の土地の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しております。土地を除く各固定資産については、備忘価格 1 円を残し全額減損しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうち満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利の上昇及び下落が予想される範囲内の場合には、経済価値の減少が無いものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	34,552,845	34,495,500	△57,345
貸出金(*1)	3,963,573		
貸倒引当金	△16,117	-	-
貸倒引当金控除後	3,947,456	3,927,949	△19,507
資 産 計	38,500,301	38,423,449	△76,852
貯金	37,626,757	37,440,285	△186,472
借入金	34,645	34,043	△602
負 債 計	37,661,402	37,474,328	△187,075

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,353,909

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	32,719,845	1,833,000	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	1,782,340	310,107	262,389	223,468	198,356	1,167,026
合 計	34,502,186	2,143,107	262,389	223,468	198,356	1,167,026

(*1)貸出金のうち、当座貸越 46,974 千円については「1 年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 19,885 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金(*1)	32,561,628	3,271,840	1,113,775	498,912	180,601	-
借入金	10,305	10,134	8,406	1,703	1,267	2,829
合 計	32,571,933	3,281,974	1,122,182	500,615	181,869	2,829

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 220,839 千円	
① 退職給付費用	△ 25,188 千円	
② 退職給付の支払額	201 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,426 千円	
調整額合計	△ 10,561 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 231,399 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 471,628 千円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	240,229 千円	
④ 未積立退職給付債務	△ 231,399 千円	①+②
⑤ 貸借対照表計上額純額	△ 231,399 千円	
⑥ 退職給付引当金	△ 231,399 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	25,188 千円
--------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,476 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、38,784 千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	1,177	千円
賞与引当金	1,602	千円
退職給付引当金	65,671	千円
役員退職慰労引当金	8,225	千円
減損損失否認額	18,193	千円
その他	1,984	千円
繰延税金資産小計	96,855	千円
評価性引当額	△ 23,870	千円
繰延税金資産合計 (A)	72,985	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.04	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.15	%
事業分量配当金	△ 9.67	%
住民税均等割・事業税率差異等	2.68	%
各種税額控除等	△ 2.42	%
評価性引当額の増減	0.29	%
法律改正に係る将来の税率変更	△ 1.76	%
その他	△ 1.17	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.50	%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,756千円増加し、法人税等調整額は1,756千円減少しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	115,358	99,663
減価償却費	48,777	50,411
減損損失	1,975	1,389
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	4,884	5,866
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△9,511	304
賞与引当金の増加額(△は減少)	△221	△105
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△3,360	10,559
その他引当金の増減額(△は減少)	1	0
信用事業資金運用収益	△223,168	△270,612
信用事業資金調達費用	27,936	70,357
受取雑利息及び受取出資配当金	△22,380	△22,765
支払雑利息		
固定資産売却損益(△は益)	4,054	△2,297
固定資産除去損	△4,805	8
固定資産圧縮損	2,301	
一般補助金	△2,301	
その他損益		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△125,224	△1,134,879
預金の純増(△)減	2,938,000	8,328,000
貯金の純増減(△)	△2,102,377	△176,992
信用事業借入金の純増減(△)	△19,925	△16,467
その他の信用事業資産の純増(△)減	15,638	7,552
その他の信用事業負債の純増減(△)	△38,128	△4,945
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
共済借入金の純増減(△)		
共済資金の純増減(△)	△6,070	△1,124
未経過共済付加収入の純増減(△)		△810
その他の共済事業資産の純増(△)減	△42	3
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	5,075	5,131
経済受託債権の純増(△)減	△204,556	143,533
棚卸資産の純増(△)減	△2,925	△18,101
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△25,058	22,227
経済受託債務の純増減(△)	1,185	462
その他経済事業資産の純増(△)減	2,669	9,892
その他経済事業負債の純増減(△)	△1,740	16,431

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)		
その他の資産の純増(△)減	10,320	△6,609
その他の負債の純増減(△)	12,369	△10,000
信用事業資金運用による収入	215,739	232,729
信用事業資金調達による支出	△17,786	△46,168
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△37,744	△47,614
小 計	809,406	7,245,029
雑利息及び出資配当金の受取額	22,380	22,765
雑利息の支払額		
法人税等の支払額	△6,529	△9,615
過年度遡及会計適用による影響額		

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
事業活動によるキャッシュ・フロー	825,256	7,258,179
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入による収入	2,301	
固定資産の取得による支出	△44,385	△214,154
固定資産の売却による収入	△4,054	2,297
外部出資による支出		
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,138	△211,856
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入		
経済事業借入金の返済による支出		
出資の増額による収入	8,330	10,615
出資の払戻による支出	△49,775	△22,053
持分の譲渡による収入	27,156	40,918
持分の取得による支出	△27,156	△40,918
出資配当金の支払額	△6,993	△9,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,438	△21,321
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(または減少額)	730,679	7,025,000
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,028,765	1,784,893
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,784,893	8,831,507

令和 6 年度部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	農業関連事業				営業指導事業	共通管理費等
					販売	資材農機	給油	利用保管		
事業収益 ①	2,385,121	233,422	73,463	2,064,803	145,435	1,019,108	673,292	226,965	13,434	
事業費用 ②	1,647,643	57,170	1,478	1,576,303	5,448	873,470	615,798	81,585	12,693	
事業総利益 (①-②) ③	737,477	176,251	71,985	488,500	139,987	145,638	57,493	145,380	740	
事業管理費 ④	648,542	94,326	53,031	417,791	112,899	102,299	61,983	140,611	83,395	
人件費	438,294	78,796	45,384	244,253	94,509	74,018	35,191	40,535	69,861	
業務費	43,170	5,067	2,341	32,009	7,156	9,056	6,518	9,279	3,752	
諸税負担金	18,699	1,841	812	14,622	1,597	2,849	1,752	8,423	1,424	
施設費	142,666	7,999	4,171	123,285	8,947	15,530	17,949	80,858	7,212	
うち減価償却費 ⑤	48,777	2,014	869	43,785	2,713	2,364	2,861	35,847	2,110	
その他事業管理費	5,712	623	322	3,622	689	845	572	1,515	1,145	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		19,852	10,442	116,742	22,340	26,972	18,265	49,165	16,628	△ 163,664
うち減価償却費 ⑦		810	426	4,764	912	1,101	745	2,006	679	△ 6,679
事業利益 (③-④) ⑧	88,934	81,925	18,954	70,709	27,089	43,340	△ 4,490	4,770	△ 82,654	
事業外収益 ⑨	62,902	7,465	3,926	45,078	9,764	9,958	6,868	18,486	6,433	
うち共通分の配分 ⑩		7,465	3,926	43,899	8,585	9,958	6,868	18,486	6,253	△ 61,543
事業外費用 ⑪	34,912	4,259	2,240	24,846	4,828	5,551	3,919	10,547	3,568	
うち共通分の配分 ⑫		4,259	2,240	24,810	4,793	5,551	3,919	10,547	3,568	△ 34,878
経常利益 (⑧+⑨-⑩) ⑬	116,923	85,131	20,641	90,941	32,035	47,747	△ 1,540	12,709	△ 79,789	
特別利益 ⑭	8,228	32	0	8,197	0	1,306	5,200	1,691	0	
うち共通分の配分 ⑮		0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	9,793	0	0	9,794	0	507	7,166	2,121	0	
うち共通分の配分 ⑰		0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	115,358	85,163	20,641	89,344	32,025	48,547	△ 3,506	12,279	△ 79,789	
営業指導事業分の配分 ⑲		11,398	11,398	56,993	11,398	11,398	11,398	22,798	△ 79,789	
営業指導事業配分後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	115,358	73,764	9,243	32,351	20,627	37,149	△ 14,904	△ 10,519		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

令和7年度部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	農業関連事業				営業指導事業	共通管理費等
					販売	資材農機	給油	利用保管		
事業収益 ①	2,490,692	281,872	77,858	2,118,285	164,630	1,028,970	679,125	245,560	12,677	
事業費用 ②	1,753,540	108,881	1,492	1,631,306	5,618	886,067	632,415	107,205	11,862	
事業総利益 (①-②) ③	737,152	172,991	76,366	486,979	159,012	142,902	46,710	138,354	815	
事業管理費 ④	667,591	90,888	59,950	430,419	109,453	103,427	66,904	150,635	86,334	
人件費	442,104	76,228	50,885	243,355	89,906	72,333	39,603	41,512	71,635	
業務費	47,635	4,755	3,032	35,891	8,249	10,161	6,878	10,603	3,957	
諸税負担金	19,993	1,698	912	16,126	1,780	3,069	1,843	9,434	1,257	
施設費	148,455	7,318	4,529	129,052	8,416	16,440	17,681	86,515	7,556	
うち減価償却費 ⑤	50,411	1,819	924	45,444	3,031	2,426	3,481	36,505	2,225	
その他事業管理費	9,403	889	591	5,995	1,103	1,424	898	2,570	1,929	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費		17,726	11,872	119,812	22,129	28,362	17,693	51,628	15,484	△ 164,894
うち減価償却費 ⑦		774	518	5,232	966	1,238	773	2,254	676	△ 7,200
事業利益 (③-④) ⑧	69,560	82,103	16,416	56,560	49,559	39,475	△ 20,194	△ 12,281	△ 85,520	
事業外収益 ⑨	64,675	6,743	4,516	47,345	10,135	10,839	6,731	19,640	6,070	
うち共通分の配分 ⑩		6,743	4,516	45,578	8,418	10,789	6,731	19,640	5,890	△ 62,728
事業外費用 ⑪	35,179	3,782	2,533	25,561	4,721	6,051	3,774	11,015	3,303	
うち共通分の配分 ⑫		3,782	2,533	25,561	4,721	6,051	3,774	11,015	3,303	△ 35,179
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	99,056	85,065	18,400	78,344	54,973	44,263	△ 17,237	△ 3,656	△ 82,754	
特別利益 ⑭	2,833	236	158	2,232	295	470	778	689	207	
うち共通分の配分 ⑮		236	158	1,598	295	378	236	689	207	△ 2,200
特別損失 ⑯	2,227	0	0	2,227	0	160	2,067	0	0	
うち共通分の配分 ⑰		0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	99,663	85,302	18,558	78,350	55,268	44,574	△ 18,526	△ 2,967	△ 82,547	
営業指導事業分の配分 ⑲		11,788	11,788	58,971	14,742	14,742	14,742	14,742	82,547	
営業指導事業配分後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	99,663	73,515	6,770	19,379	40,525	29,831	△ 33,268	△ 17,709		

※⑥⑩⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和 6 年度	共通管理費等	①管理費を除く人頭割 ②人件費を除く事業管理費割 ③事業総利益割の 3 種類の計算を行い、その合計値の 1/3 を配分。
	営農指導事業	7 部門の均等割により配分しています。
令和 7 年度	共通管理費等	①管理費を除く人頭割 ②人件費を除く事業管理費割 ③事業総利益割の 3 種類の計算を行い、その合計値の 1/3 を配分。
	営農指導事業	7 部門の均等割により配分しています。

2. 配賦割合（1 の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	計
令和 6 年度	共通管理費等	12.13%	6.38%	71.33%	10.16%	100.00%
	営農指導事業	14.28%	14.28%	71.44%		100.00%
令和 7 年度	共通管理費等	10.75%	7.20%	72.66%	9.39%	100.00%
	営農指導事業	14.28%	14.28%	71.44%		100.00%

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

当JAでは、農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員はもとより、地域の方の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。併せて、地域のみなさまのニーズにお応えできるよう住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等の生活にお役に立つ資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

バランスのとれた貸出とリスクの分散を図り、貸出金の健全性の維持・向上を図り多様化するご相談にもお応えしながら、今後も地域に密着した金融機関として、お客様に信頼されるよう貸出事業を行ってまいります。

② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランド確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	195	200	5
役務取引等収支	7	7	0
その他信用事業収支	△26	△34	△8
信用事業粗利益	202	207	5
信用事業粗利益率	0.51	0.53	0.02
事業粗利益	685	697	12
事業粗利益率	1.54	1.61	0.07
事業純益	51	29	△22
実質事業純益	32	29	△3
コア事業純益	32	29	△3
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	32	29	△3

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

$$[\text{信用事業収益(その他経常収益を除く)} - \text{信用事業費用(その他経常費用を除く)} + \text{金銭の信託運用見合費用}]$$

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

$$[\text{信用事業粗利益} / \text{信用事業資産(債務保証見返を除く)} \times \text{平均残高} \times 100]$$

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

$$[\text{事業粗利益} / \text{総資産(債務保証見返を除く)} \times \text{平均残高} \times 100]$$

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	39,346	45	0.11%	38,343	103	0.26%
うち預金	36,386	7	0.01%	34,844	63	0.18%
うち有価証券	1	0	0.00%			
うち貸出金	2,959	38	1.28%	3,499	40	1.14%
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	38,792	27	0.06%	37,835	70	0.18%
うち貯金・定期積み金	38,727	26	0.06%	37,787	69	0.18%
うち借入金	65	1	1.53%	48	1	2.08%
総資金利ざや			0.02%			0.08%

注 1) 総資金利ぎやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕

注 2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受取利息	6	58
うち預金	6	56
うち有価証券	0	0
うち貸出金	0	2
支払利息	8	43
うち貯金・定期積金	8	43
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差 し 引 き	△2	15

注 1) 増減額は前年度対比です。

利益率

（単位：％）

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
総資産経常利益率	0.24	0.21	△0.03
資本経常利益率	2.61	2.19	△0.42
総資産当期純利益率	0.21	0.18	△0.03
資本当期純利益率	2.20	1.91	△0.29

注 1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期純利益（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益（税引後）／純資産勘定平均残高×100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
流動性貯金	13,035 (33.7%)	13,725 (36.3%)	690
定期性貯金	25,673 (66.3%)	24,025 (63.6%)	△1,648
その他の貯金	19 (0.0%)	36 (0.1%)	17
計	38,727 (100%)	37,786 (100%)	△941
譲渡性貯金	—	—	—
合計	38,727 (100%)	37,786 (100%)	△941

注 1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注 2) 定期性貯金＝適貯金＋定期積金

注 3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
定期貯金	24,402 (100%)	23,368 (100%)	△1,034
うち固定金利定期	24,402 (100%)	23,368 (100%)	△1,034
うち変動金利定期			

注 1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注 2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注 3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
組合員別貯金	29,522 [78.1%]	29,756 [79.1%]	234
組合員以外の貯金	8,280 [21.9%]	7,869 [20.9%]	△411
うち地方公共団体	1,003 (18.7%)	856 (10.9%)	△147
うちその他非営利法人	176 (2.1%)	156 (2.0%)	△20
うちその他員外	7,101 (85.7%)	6,857 (87.1%)	△244
合計	37,803 (100%)	37,626 100%	△177

注 1) [] ()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
手 形 貸 付	239	208	△31
証 書 貸 付	2,607	3,207	600
当 座 貸 越	113	82	△31
割 引 手 形			
合 計	2,959	3,497	538

貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
固 定 金 利 貸 出 残 高	2,526	3,681	1,155
固 定 金 利 貸 出 構 成 比	89.32%	92.90%	
変 動 金 利 貸 出 残 高	301	282	△19
変 動 金 利 貸 出 構 成 比	10.64%	7.10%	
合 計	2,828	3,963	1,135

貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度		令和 7 年度		増減
組 合 員 貸 出	2,453	[86.7%]	2,409	[60.8%]	△44
組 合 員 以 外 の 貸 出	375	[13.3%]	1,554	[39.2%]	1,179
う ち 地 方 公 共 団 体	264	(70.4%)	1,460	(94.0%)	1,196
う ち そ の 他 非 営 利 法 人	(%)		(%)		
う ち そ の 他 員 外	111	(29.6%)	94	(6.0%)	△17
合 計	2,828	(100%)	3,963	(100%)	1,135

注 1) [] ()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯 金 等	70	67	△3
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	10	10	
そ の 他 担 保 物			
計	80	77	△3
農業信用基金協会保証	1,928	1,939	11
そ の 他 保 証	296	301	5
計	2,224	2,240	16
信 用	524	1,646	1,122
合 計	2,828	3,963	1,135

■ 債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	20	20	0
そ の 他 担 保 物			
計	20	20	0
信 用			
合 計	20	20	0

■ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
設 備 資 金 残 高	2,167	2,208	41
設 備 資 金 構 成 比	70.09%	55.72%	△14.37%
運 転 資 金 残 高	661	1,755	1,094
運 転 資 金 構 成 比	29.91%	44.28%	14.37%
残 高 合 計	2,828	3,963	1,135

業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和 6 度	令和 7 度	増減
農 業	1,854 (65.8%)	1,794 (45.3%)	△60
林 業	() (%)	() (%)	
水 産 業	() (%)	() (%)	
製 造 業	1 (0.0 %)	1 (0.0%)	
鉱 業	() (%)	() (%)	
建 設 業	() (%)	1 (0.0%)	1
電気・ガス・熱供給・水道業		() (%)	
運 輸 ・ 通 信 業	() (%)	() (%)	
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	() (%)	() (%)	
金 融 ・ 保 険 業	() (%)	() (%)	
不 動 産 業	(%)	(%)	
サ ー ビ ス 業	2 (0.0 %)	1 (0.0%)	△1
地 方 公 共 団 体	264 (9.2%)	1,460 (36.9%)	1,196
そ の 他	707 (25.0%)	706 (17.8%)	△1
合 計	2,828 (100%)	3,963 (100%)	1,135

注 1) () 内は構成比です

貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯 貸 率	期 末	7.48%	10.53%	3.05%
	期 中 平 均	7.64%	9.26%	1.62%
貯 証 率	期 末	0.00%	0.00%	0.00%
	期 中 平 均	0.00%	0.00%	0.00%

注 1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注 2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注 3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注 4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
農 業	1,856	1,794	△62
穀 作	1,440	1,388	△52
野 菜 ・ 園 芸	310	306	△4
果 樹 ・ 樹 園 農 業			
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	30	30	
養 鶏 ・ 養 卵			
そ の 他 農 業	76	70	△6
農 業 関 連 団 体			
合 計	1,856	1,794	△62

注 1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	1,807	1,737	△70
農 業 制 度 資 金	49	57	8
農 業 近 代 化 資 金	9	12	3
そ の 他 制 度 資 金	40	45	5
合 計	1,856	1,794	△62

注 1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注 2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	980	929	△51
そ の 他	17	14	△3
合 計	997	943	△54

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【 令 和 6 年 度 】					
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	23	10	0	13	23
危 険 債 権	25	21	3	1	25
要 管 理 債 権					
三 月 以 上 延 滞 債 権					
貸 出 条 件 緩 和 債 権					
小 計	48	31	3	14	48
正 常 債 権	2,804				
合 計	2,852				
【 令 和 7 年 度 】					
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	21	9		12	21
危 険 債 権	41	19	19	3	41
要 管 理 債 権					
三 月 以 上 延 滞 債 権					
貸 出 条 件 緩 和 債 権					
小 計	62	28	19	15	62
正 常 債 権	3,929				
合 計	3,991				

注 1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注 4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注 6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
国 債	1		△1
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 証 券			
合 計	1		△1

注 1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
商 品 国 債	1		△1
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計	1		△1

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定 めなし	合計
令 和 6 年 度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
令 和 7 年 度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
その他の証券								

7. 有価証券の時価情報

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的有価証券]

(単位：百万円)

	種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対 照表計 上額	時価	差額	貸借対 照表計 上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債						
	地 方 債						
	小 計						
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債						
	地 方 債						
	小 計						
合 計							

[その他有価証券]

該当する取引はありません。

金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引

有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		前期繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	2		9	△7	2
個別貸倒引当金	16	14		16	△2	14
合 計	25	16		25	△9	16
区 分	令和 7 年度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		前期繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2	1		2	△1	1
個別貸倒引当金	14	15		14	1	15
合 計	16	16		16		16

9. 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度
収入	賦課金	9,014	8,853
	実費収入	1,529	1,771
	指導受入補助金	624	407
	受託指導収入	2,265	1,645
	合計	13,434	12,677
費用	営農指導改善費	7,489	6,960
	教育情報費	5,157	4,862
	生活改善費	85	36
	貸倒引当金繰入額・ 戻入益(△)	△38	3
	合計	12,693	11,862
差引利益		740	815

2. 共済事業

● 長期共済保有高

(単位：千円)

		令和6年度		令和7年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総合 共済	終身共済	199,932	13,094,879	686,734	12,621,448
	定期生命共済		110,000	50,000	161,000
	養老生命共済	44,500	3,656,291	123,250	3,028,368
	こども共済	14,500	878,500	22,000	789,500
	医療共済		36,500		35,500
	がん共済		25,500		23,000
	定期医療共済		58,300		57,300
	介護共済	11,502	54,959	17,644	72,604
	年金共済		223,000		193,000
建物更生共済		1,351,590	16,886,720	1,242,300	16,849,420
合計		1,607,524	34,146,150	2,119,928	33,041,640

- 注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。
- 注 2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。
- 注 3) J A 共済は J A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A 及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)
- 注 4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載しております。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
医 療 共 済	10	4,814		4,251
	12,331	51,080	10,255	63,300
が ん 共 済	25	770	15	620
			8,633	9,280
定 期 医 療 共 済		90		75
合 計	35	5,674	15	4,946
	12,331	51,080	18,888	72,580

- 注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。
- 注 2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

● 介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
介 護 共 済	14,486	64,182	26,351	90,533
認 知 症 共 済		8,000		7,000
生活障害共済(一時金型)		245,000		245,000
生活障害共済(定期年金型)		19,600		15,600
特 定 重 度 疾 病 共 済	4,000	25,000	1,000	27,000
合 計	18,486	361,782	27,351	385,133

- 注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
年 金 開 始 前	3,868	172,988	1,455	159,084
年 金 開 始 後		60,279		63,950
合 計	3,868	233,268	1,455	223,034

注 1) 金額は、年金年について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位：千円)

	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
火 災 共 済	13,151	13,181
自 動 車 共 済	103,396	111,335
傷 害 共 済	3,180	3,039
賠 償 責 任 共 済	1,965	2,040
自 賠 責 共 済	10,179	11,857

注 1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

注 2) 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注 3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

● 品目別取扱高

(単位：千円)

品 種	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	受 託 品	共 計 品	計	受 託 品	共 計 品	計
米		2,420,180	2,420,180		3,474,054	3,474,054
く ず 米		282,181	282,181		501,005	501,005
小 麦		7,700	7,700		6,976	6,976
大 豆		4,709	4,709		1,920	1,920
そ ば	66	25,181	25,247	515	12,106	12,621
そ の 他 雑 穀	380		380	117		117
玉 葱	23,715	450,798	474,513	40,426	371,431	411,857
ト マ ト	9,130	174,059	183,189	7,810	165,681	173,491
ミニトマト		348,347	348,347		338,596	338,596
キ ュ ウ リ		216,685	216,685		192,632	192,632
メ ロ ン		25,195	25,195		24,099	24,099
か ぼ ち ゃ		1,320	1,320		1,184	1,184
ブロッコリー		2,804	2,804		2,485	2,485
花 き	7,698	13,541	21,239	6,605	11,624	18,229
ヒ マ ワ リ		39,031	39,031		35,346	35,346
ミディトマト		15,047	15,047		7,815	7,815
その他農産物	3,849		2,312	3,394		3,394
その他青果物	18,967		18,967	17,565		17,565
生 乳	182,779		182,779	171,900		171,900
畜 肉	14,672		14,672	18,018		18,018
合 計	261,260	4,026,789	4,288,049	266,353	5,146,964	5,413,317

4. 保管・利用事業



■ 保管事業の収支

(単位：千円)

		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	保 管 料	39,768	40,424
	米	28,376	28,954
	麦 ・ 大 豆		
	玉 葱	7,589	8,233
	特 定 米 穀	3,802	3,237
	保 管 雑 収 益	16,041	16,095
	入 出 庫 料	12,871	12,555
	そ の 他	3,170	3,540
	合 計	55,810	56,520
	労 務 費	18	18
	材 料 費	12	
	雑 費	1,016	3,077
	合 計	1,047	3,095
差 引 収 益		54,763	53,424

(単位：千円)

			令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	利 用	精 米 施 設	1,800	1,889
		玉 葱 選 果 場	7,216	8,528
		野 菜 集 出 荷 施 設	13,956	12,622
		温 湯 消 毒 施 設	2,066	2,049
		堆 肥 供 給 施 設	1,505	1,673
		米穀乾燥調製貯蔵施設（ R T ）	119,040	141,974
		玄米バラ施設（ S G S ）	1,690	600
		計	147,276	169,338
	機 械 銀 行	米 麦 乾 燥 調 製 施 設		
		麦 乾 燥 調 製 施 設	3,821	1,449
		受委託（仲介・斡旋）	19,887	18,079
		施 設 利 用		
そ の 他		170	172	
計		23,879	19,701	
合 計			171,155	189,040
費 用	利 用	精 米 施 設	40	53
		玉 葱 選 果 場	1,866	2,407
		野 菜 集 出 荷 施 設	1,019	2,277
		温 湯 消 毒 施 設	1,202	1,313
		堆 肥 供 給 施 設	78	209
		米穀乾燥調製貯蔵施設（ R T ）	55,758	77,534
		玄米バラ施設（ S G S ）	953	5531
		計	60,917	84,327
	機 械 銀 行	米 麦 乾 燥 調 製 施 設		
		麦 乾 燥 調 製 施 設	1,440	599
		受委託（仲介・斡旋）	15,145	13,543
		施 設 利 用		
		そ の 他	3,034	5,639
		計	19,620	19,782
合 計			80,538	104,109
差 引 収 益			90,617	84,930

5. 購買事業

生産資材等の取扱金額

(単位：千円)

品 目		令和 6 年度 供給高	令和 7 年度 供給高
生産資材	肥料	328,823	360,260
	農薬	166,666	168,246
	温床・資材	173,037	190,662
	飼料	22,297	18,654
	その他	177,459	124,457
自動車農機	農業機械	296,011	290,919
	農機部品	20,672	22,021
	農機外注	230,761	229,625
	自動車	43,277	39,236
	自動車部品	0	0
	自動車外注	8,988	7,567
小 計		1,468,008	1,451,651

燃料の取扱金額

(単位：千円)

品 目	令和 6 年度 供給高	令和 7 年度 供給高
ハ イ オ ク	16,757	15,226
レ ギ ュ ラ ー	246,070	240,607
灯 油	198,677	202,472
軽 油	167,823	175,253
重 油	1,614	2,183
潤 滑 油	6,448	7,893
タイヤ・バッテリー	15,543	16,234
用 品 ・ 部 品	6,196	7,229
小 計	659,131	667,101

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	4,456	4,492
うち、出資金及び資本準備金の額	1,411	1,389
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	3,142	3,171
うち、外部流出予定額(△)	57	46
うち、上記以外に該当するものの額	△40	△ 22
うち、処分未済持分の額 (△)	40	22
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	1
うち、適格引当金コア資本算入額		0
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 4 5 % に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,459	4,493
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	1	2
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
特定項目に係る 10%基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するも のの額	0	0
特定項目に係る 15%基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するも のの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1	2
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,457	4,491
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,357	15,329
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を 控除した額 (△)		15,311
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	15,338	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係る ものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た 額		0
勘定間の振替分		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	1,278	325
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	16,636	15,654
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	26.79%	28.69%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2025 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和 6 年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	133		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け	264		
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	36,014	7,203	288
法人等向け	23	23	0
中小企業等向け及び個人向け	115	54	2
抵当権付住宅ローン	187	64	2
不動産取得等事業向け			
三月以上延滞等	10	6	0
取立未済手形	1	0	0
信用保証協会等保証	1,931	186	7
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付			
共済約款貸付			
出資等	199	199	7
（うち、出資等のエクスポージャー）	199	199	7
（うち重要な出資金のエクスポージャー）			
上記以外	4,368	7,619	304

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和 6 年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち農林中央金庫又は農業協同組合 連合会の対象普通出資等に係るエク スポージャー)	2,154	5,386	215
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャ ー)	69	174	7
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,144	2,059	82
証券化			
(うち S T C 要件適用分)			
(うち非 S T C 適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式 250%)			
(うち蓋然性方式 400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されるものの額			
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャ ー別計			
C V A リスク相当額 ÷ 8 %			
中央清算期間関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	43,249	15,357	614
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して 得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	1,278		51
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	16,636		665

注 1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注 2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注 3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

注 4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注 5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注 6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注 7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注 8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当 J A では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近 3 年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和 7 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額
				b=a×4%
	現金	161	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	1,464	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け			
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,743	6,949	278
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)			

(単位：百万円)

		令和 7 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	ガバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	359	205	8
	（うちトランザクター向け）	2	1	0
	不動産関連向け	184	64	3
	（うち自己居住用不動産等向け）	184	64	3
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	41	33	1
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
	取立未済手形	3	1	0
	信用保証協会等による保証付	1,942	189	8
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等			
	共済約款貸付			
	上記以外	4,247	7,890	316
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,354	5,885	235
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	75	187	7
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,819	1,818	73
	証券化			
	（うち S T C 要件適用分）			
	（短期 S T C 要件適用分）			
	（うち不良債権証券化適用分）			
	（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	（うちルックスルー方式）			
	（うちマンドート方式）			
	（うち蓋然性方式 250%）			
	（うち蓋然性方式 400%）			
	（うちフォールバック方式）			

(単位：百万円)

		令和 7 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	43,145	15,329	613
	CVA リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)			
	中央清算期間関連エクスポージャー			
	合計(信用リスク・アセットの額)	43,145	15,329	613
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		326		13
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		15,655		626

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 % で除して得た額	326
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	13
BI	217
BIC	26

注 1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注 2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注 3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注 4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注 5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

			令和 6 年度				令和 7 年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞エクスポージャー		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エクスポージャー	
			うち貸出金等	うち債権			うち貸出金等	うち債権		
法人	農業	253	253				317	317		
	金融・保険業	35,869					34,607			
	卸売・小売・飲食・サービス業	25	25							
	日本国政府・地方公共団体	264	264				1,464	1,464		
	上記以外	2,930	18				2,357	3		
	個人	2,273	2,273				2,207	2,206		
	その他	1,634		-			2,193			
業種別残高			43,249	2,834			43,145	3,991		
	1 年以下	36,135	267		-		34,200	1,427		
	1 年超 3 年以下	256	256		-		2,067	233		
	3 年超 5 年以下	270	270		-		221	221		
	5 年超 7 年以下	358	358		-		422	422		
	7 年超 10 年以下	486	486		-		434	434		
	10 年超	1,108	1,108		-		1,171	1,171		
	期限の定めのないもの	4,633	85		-		4,629	82		
残存期間別残高計			43,249	2,834			43,145	3,991		
信用リスク期末残高			43,249	2,834			43,145	3,991		
信用リスク平均残高			39,315	2,967			38,331	3,539		

注 1) エクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略していません。

注 2) リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注 3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注 4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注 5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和 6 年度						令和 7 年度					
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		増減 額	期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		増減 額	期末 残高
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
一般貸倒引当金	9	2		9	△7	2	2	1		2	△1	1
個別貸倒引当金	16	13		16	△3	13	13	15		13	2	15

地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却
				目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法人	農 業												
	林 業												
	製造業												
	建設・不動産業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲料・サービス業												
	上記以外												
個 人		16	13		16	13		13	15		13	15	
業 種 別 計		16	13		16	13		13	15		13	15	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分けは省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	161		161		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	1,464		1,464		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	34,743		34,743		6,949	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150						
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	337	38	307	22	205	62
（うちトランザクター向け）	45		17		2	1	45
不動産関連向け	20～150	184		182		64	35
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	184		182		64	35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うち ADC 向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						

項目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・パ ランス資 産項目	オフ・パ ランス資 産項目	オン・パ ランス資 産項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
延滞等向け（自己居住用不動産 関連向けを除く。）	50～150	26		26		33	127
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	3		3		1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,942		1,886		189	10
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	10						
株式等	250～400						
共済約款貸付	0						
上記以外	100～ 1250	4,247	0	4,247	0	8	186
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部 TLAC 関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	2,354		2,354		5,885	250
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）	250	75		75		187	250
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエク スポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る エクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポ ージャー）	100	1,818	0	1,818	0	1,818	100
証券化	—						

項目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・パ ランス資 産項目	オフ・パ ランス資 産項目	オン・パ ランス資 産項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	
(うちSTC要件適用分)	—						
(短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—					15,329	

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0%	20%	50%	100%	150%	その他							合計
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他						合計
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他						合計
国際開発銀行向け													

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他					合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け													
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他					合計
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他				合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）													
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他								合計
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等													
	45%	75%	100%	その他									合計
中堅中小企業等向け及び個人向け													
（うちトランザクター向け）													
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
"不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）													
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計
"不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）"													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他							合計
"不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）"													
	60%	その他											合計
"不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）"													
	100%	150%	その他										合計
"不動産関連向け（うち ADC 向け）"													
	50%	100%	150%	その他									合計
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他								合計

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
現金													
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付													
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円) 注)

			令和 6 年度	1. 信用 リス クに 関す るエ クス ポー ジャ ーの 残高 に は、 資産 (自 己資 本控 除と
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リス ク・ウ エイト	0%	536	
	リス ク・ウ エイト	2%		
	リス ク・ウ エイト	4%		
	リス ク・ウ エイト	10%	1,865	
	リス ク・ウ エイト	20%	36,024	
	リス ク・ウ エイト	35%	184	
	リス ク・ウ エイト	50%	105	
	リス ク・ウ エイト	75%	27	
	リス ク・ウ エイト	100%	2,279	
	リス ク・ウ エイト	150%	0	
	リス ク・ウ エイト	250%	2,224	
そ の 他				
リス ク・ウ エイト 125%				
自己資本控除額				
合 計		43,249		

なるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト 区分	令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス資 産項目	オフ・バランス資 産項目		
40%未満	18	2	1	0
40%～70%				
75%				
80%				
85%				
90%～100%	20	20	17	0
105%～130%				
150%				
250%				
400%				
1250%				
その他				
合 計	38	22	18	0

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一金融商品取引業者向け		
法人等向け		
中小企業等向け及び個人向け	3	69
抵当権付住宅ローン		
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外	43	44
合 計	47	113

注 1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注 2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公共企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注 3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

注 4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位：百万円)

	令和 7 年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一金融商品取引業者及び保険会社向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	39	114	
自己居住用不動産等向け			
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1	0	
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合 計	40	114	

注 1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注 2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 J A では、以下の規程類によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

☐ 自己資本比率算出要領 ☐ 自己資本比率算出事務手続 ☐ 内部統制規程

☐ 事務リスク管理規程 ☐ 災害対策計画 (BCP)

② B I の算出方法

BI (事業規模指標) の額は、ILDC (金利要素)、SC (役務要素) および FC (金融商品要素) を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

③ ILM の算出方法

ILM (内部損失乗数) は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 J A においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

① その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリスの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する企画会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び企画会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等必要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨を記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額の及び時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表	貸借対照表計上額	貸借対照表
上 場				
非上場	2,353	2,353	2,353	2,353
合 計	2,353	2,353	2,353	2,353

注 1) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社格式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

① 金利リスクの算定方法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし、損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 J A は、金利スワップや先物取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.5 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸し出しの期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの聖地を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として V a R で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量(Δ)

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
		△EVE		△NII	
		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	157	124	92	24
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	0	5		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	90	83		
7	最大値	157	124	92	24
		令和 7 年度		令和 6 年度	
8	自己資本の額	4,491		4,528	

・「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号(平成 31 年 2 月 18 日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

○用語説明

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当 J A の令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 4 月 2 7 日

新 砂 川 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長

林 誠

VII. 沿革・歩み

当ＪＡは、平成１０年２月２日（１９９８年）に砂川市農業協同組合と奈井江町農業協同組合とが「未来へ向かって飛躍する」「人づくり・地域づくり・組織づくりで活力ある地域農業を目指す」「地域に根ざし開かれたＪＡ運営を目指す」「基幹作物の生産性向上及び高品質化」「農業の総合的な競争力強化」「事業遂行体制の整備強化による組合員のサービス向上と、組合員負担の抑制」「地域の信頼に応え地域に貢献するＪＡバンクを目指す」などを目標に合併し新たに、「新砂川農業協同組合」として発足いたしました。

北海道の主要都市札幌市と旭川市のほぼ中央に位置し、どちらも車で１時間程度で行ける利便性があり、稲作を中心に畑作・酪農・施設野菜等、地域の特色を生かした農畜産物を生産しております。

北海道の豊かな自然環境に優しいクリーン農業技術を導入し、タマネギ・トマト・ミニトマト・キュウリ・メロン等では、北のクリーン農産物表示制度の「YES! Clean」認証を受けており、各生産団体は「安全・安心・おいしさ」にこだわりを持った生産活動に日々励んでいます。

稲作においても、特別栽培米の生産等、クリーン農業に取り組み北海道から日本一のおいしい米作りを目指しています。特にゆめぴりかの栽培では、当産地を「ゆめぴりかの里」と称し、独自の「ゆめぴりか憲章」を定めて日々努力しております。

ＪＡバンクとしての新たな取り組み、ライスターミナル、野菜集出荷施設、堆肥供給施設、利雪低温倉庫（雪米の蔵）の活用など地域への貢献を通して、信頼されるＪＡを目指しています。

平成 10 年 2 月 2 日	新砂川農協協同組合 発足式
平成 10 年 6 月 12 日	新砂川農協青年部設立
平成 10 年 6 月 16 日	新砂川農協女性部設立
平成 11 年 3 月 28 日	第 1 回通常総代会
平成 11 年 8 月 12 日	奈井江給油所オープン
平成 11 年 11 月 9 日	トマト選果場竣工式
平成 12 年 4 月 9 日	第 2 回通常総代会
平成 12 年 7 月 31 日	営農資材センター及び農産加工施設竣工
平成 12 年 9 月 25 日	再開発事業地鎮祭
平成 13 年 4 月 7 日	第 3 回通常総代会
平成 13 年 5 月 25 日	A コープ本店オープン
平成 13 年 11 月 24 日	奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設(ライスターミナル)完成引渡し式
平成 14 年 4 月 7 日	第 4 回通常総代会
平成 14 年 11 月 29 日	第 1 回臨時総代会
平成 14 年 4 月 6 日	第 5 回通常総代会
平成 16 年 4 月 4 日	第 6 回通常総代会
平成 16 年 12 月 27 日	第 2 回臨時総代会

平成 17 年 4 月 9 日	第 7 回通常総代会
平成 18 年 4 月 22 日	第 8 回通常総代会
平成 18 年 4 月 25 日	年金友の会 設立総会
平成 19 年 4 月 5 日	第 9 回通常総代会
平成 19 年 7 月 13 日	奈井江セルフ給油所オープン
平成 19 年 10 月 10 日	第 3 回臨時総代会
平成 20 年 4 月 5 日	第 10 回通常総代会
平成 21 年 4 月 4 日	第 11 回通常総代会
平成 21 年 4 月 29 日	砂川セルフ給油所オープン
平成 21 年 10 月 9 日	第 4 回 臨時総代会
平成 22 年 3 月 31 日	タマネギ選果施設、堆肥供給施設完成
平成 22 年 4 月 3 日	第 12 回 通常総代会
平成 23 年 4 月 5 日	第 13 回 通常総代会
平成 23 年 3 月 1 日	奈井江町利雪低温倉庫「雪米の蔵(ゆめのくら)」運用開始
平成 24 年 1 月 31 日	J A バンク空知太店 本店へ業務統合 A コープ空知太店閉店
平成 24 年 4 月 5 日	第 14 回 通常総代会
平成 24 年 5 月 16 日	奈井江資材事務所・倉庫の取壊し及び土地の売却
平成 25 年 4 月 5 日	第 15 回 通常総代会
平成 26 年 4 月 4 日	第 16 回 通常総代会
平成 26 年 11 月 7 日	第 5 回 臨時総代会
平成 27 年 4 月 6 日	第 17 回 通常総代会
平成 27 年 11 月 17 日	A コープ奈井江店 リニューアルオープン
平成 27 年 12 月 9 日	第 1 回「ゆめぴりかコンテスト」最高金賞
平成 28 年 4 月 5 日	第 18 回 通常総代会
平成 28 年 10 月 21 日	第 6 回 臨時総代会
平成 29 年 4 月 5 日	第 19 回 通常総代会
平成 29 年 6 月 15 日	ショッピングプラザ A i A i リニューアルオープン
平成 29 年 11 月 17 日	第 7 回 臨時総代会
平成 30 年 1 月 30 日	ミニトマト 3 億円突破祝賀会
平成 30 年 3 月 20 日	ライスターミナル増設工事完了竣工式
平成 30 年 4 月 5 日	第 20 回 通常総代会
平成 30 年 5 月 16 日	キュウリ選果場 キュウリ選別機導入安全祈願祭
平成 31 年 4 月 5 日	第 21 回 通常総代会
令和 1 年 11 月 29 日	新砂川農協「ゆめぴりか」 第 6 回「米のヒット甲子園」大賞受賞
令和 2 年 4 月 7 日	第 22 回 通常総代会
令和 3 年 4 月 5 日	第 23 回 通常総代会
令和 4 年 2 月 1 日	資材部門本支所統合
令和 4 年 4 月 5 日	第 24 回 通常総代会
令和 5 年 4 月 5 日	第 25 回 通常総代会
令和 6 年 4 月 5 日	第 26 回 通常総代会

令和 7 年 1 月 28 日	キュウリ 2 億円突破記念式
令和 7 年 4 月 4 日	第 27 回 通常総代会
令和 8 年 4 月 7 日	第 28 回 通常総会（総代会制から総会へ変更）

VII. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

＜組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係＞

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・ 経常利益又は経常損失 ・ 当期剰余金又は当期損失金 ・ 出資金及び出資口数 ・ 総資産額 ・ 貯金等残高 ・ 貸出金残高 ・ 有価証券残高 ・ 単体自己資本比率 ・ 剰余金の配当の金額 ・ 職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2, 3, 4, 6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・ 事業粗利益及び事業粗利益率 ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・ 受取利息及び支払利息の増減 ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	

◇貯金に関する指標

- ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
- ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高

◇貸出金等に関する指標

- ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
- ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
- ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
- ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
- ・主要な農業関係の貸出実績
- ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
- ・貯貸率の期末値及び期中平均値

◇有価証券に関する指標

- ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
- ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
- ・有価証券の種類別の平均残高
- ・貯証率の期末値及び期中平均値

●業務の運営に関する事項

○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5

●組合の直近の2事業年度における財産の状況

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引	

・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	Ⅲ-8
○貸出金償却の額	Ⅲ-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	I-6②
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・ 信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・ 金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・ 自己資本の充実度に関する事項	V-2
・ 信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・ 信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・ 金利リスクに関する事項	V-9